

# 鳥取県医師会報

## CONTENTS

平成23年1月

### 巻頭言

年頭の挨拶	会長 岡本 公男	1
年頭所感	日本医師会 会長 原中 勝征	3
年頭所感	鳥取県知事 平井 伸治	5

### 理事会

第8回常任理事会・第9回理事会	7
-----------------	---

### 諸会議報告

感染症危機管理対策委員会	15
公益法人制度改革に関する研修会	18
医師会立看護高等専修学校連絡協議会	20
日本医師会女性医師等相談窓口事業推進連絡協議会	理事 清水 正人 21
平成22年度家族計画・母体保護法指導者講習会	理事 井庭 信幸 24
平成22年度日本医師会医療事故防止研修会	常任理事 明穂 政裕 25
平成22年度都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会	理事 井庭 信幸 27

### 会員の栄誉

28

### 医療保険のしおり

厚生労働省「疑義解釈資料（その7）」について	29
------------------------	----

### 県医よりの通知

31

### 日医よりの通知

33

### お知らせ

第16回鳥取県医師会学校医・学校保健研修会、鳥取県学校保健会研修会および 平成22年度第2回思春期精神疾患対応力向上研修（連携編、実践編）合同開催について	37
--	----

## 健 対 協

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会・鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会	38
鳥取県健康対策協議会従事者講習会等のご案内	42
鳥取県医師会腫瘍調査部月報（12月分）	44
鳥取県医師会腫瘍調査部年間集計（平成22年1月～12月）	45

## 感染症だより

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）	47
--------------------	----

## 歌壇・俳壇・柳壇

冬支度	米子市	中村	克己	48
那岐駅	倉吉市	石飛	誠一	48
健康川柳（35）	鳥取市	塩	宏	49

## フリーエッセイ

老婆の指折り	南部町	細田	庸夫	50
四角い車（ジープ）、丸い車	鳥取市	田中	敬子	51
夜の楽しみ（脂肪はお嫌い？編）	鳥取市	上田	武郎	52

## 東から西から－地区医師会報告

東部医師会	広報委員	松田	裕之	53
中部医師会	広報委員	石津	吉彦	54
西部医師会	広報委員	永井	小夜	55
鳥取大学医学部医師会	広報委員	豊島	良太	56

## 県医・会議メモ

58

## 会員消息

58

## 編集後記

編集委員 清水 正人 59

挿し絵提供／芦立 巖先生



## 年頭の挨拶

鳥取県医師会 会長 岡本 公男

明けましておめでとうございます。会員ならびにご家族の皆様にはお揃いで良き新年をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

もう一昨年夏の話になりますが、「国民の生活が第一」「とことん無駄をなくすことで財源を確保する」「政治主導」などを謳い文句に歴史的な政権交代を果たした民主党でしたが、鳩山内閣は親族からのお金の問題と普天間基地問題での迷走が合わせ技となり昨年6月に退陣し、後を継いだ菅内閣は7月の参議院議員選挙で敗れ「衆参ねじれ現象」となったほか、中国漁船衝突事件における指導力の欠如など、大きく混迷した一年でした。

日本医師会は、4月の会長選挙で有力候補3人での激しい選挙戦が展開され、民主党を支援した原中勝征会長が選択されました。長い日医の歴史で初めてのことでないでしょうか。「政権与党のパイプの太さ」を多くの会員が支援した結果であります。

医療の方といえば、民主党は総医療費を4年間でOECD平均まで持っていくとしておりますが、昨年4月の診療報酬改定では8年ぶりのプラス改定とはなりましたが、僅か0.19%引き上げにとどまりました。得とか損とかをいうのは本意ではありませんが、愚痴の一つも言わせていただきたいと思います。医療費のほとんどは公的病院など大病院に向けられ、診療所や中小病院には大変厳しい結果でした。大病院の勤務医対策と言われればやむを得ませんが、診療所や中小病院の役割も欠かすことが出来ないはずで、民意形成の誘導を心配するのは私だけでしょうか。

また、内閣の掲げる「強い経済、強い財政、強い社会保障」に向けての前進は、大いに期待しております。しかし、「強い社会保障」として、医療・介護・健康産業を取り上げ、成長牽引産業と位置付けることで雇用拡大での貢献はあるとしても、過大な評価での返す刀でアジアの富裕層を対象とした「医療ツーリズム」の推進、特区における外国人に医師による診療の導入がなされようとしています。これらの多くは公的保険の対象外のものであり、医療分野への市場原理の導入となり、ひいては混合診療が認可せざ

るをえなくなる事態となり「世界に冠たる国民皆保険制度」の崩壊に繋がっていくのではと危惧しております。

来年4月には医療と介護報酬同時改定があります。医療・介護の連携の一層の進展が期待されます。きちんと準備して整合性のとれた形を作り上げ、少子高齢社会の砦となるべきものになりたいと考えます。

県医師会としては、「がん対策推進条例」に沿って県行政とともに県民みんなで創造し行動する県民運動に邁進したいと考えます。

また、県医師会の法人選択については、昨年12月に具体的に動きだしたところではありますが、会員の皆様のご意見を拝聴しながら公益法人か一般法人か時間をかけて慎重に審議を重ねてまいります。

地域医療再生基金についても計画の策定に参画します。何が是で何が非であるか個々の立場や考え方で全く異なった方向にいきかねません。後々の人々に高く評価されるような有効な利用方法を模索していきます。

今後も難問が山積しておりますが、一生懸命取り組んでまいりますので、会員の皆様の更なるご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

会員の皆様のますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、年頭の挨拶と致します。





## 年 頭 所 感

日本医師会 会長 原 中 勝 征

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになられましたことと、お慶び申し上げます。

さて、新執行部が4月に発足してから9ヶ月が過ぎました。この間、会員の皆様の温かいご支援とご指導のおかげで、国民医療の改善と我が国の医療制度の未来に向けての行動を始めることができました。長年続いた医療費抑制政策により引き起こされた地域医療の崩壊により、医療の現場は荒廃の危機にさらされています。ご承知のように自由経済の我が国において、医療をはじめとする社会保障制度は相互扶助を基盤とした制度になっております。したがって、この荒廃した地域医療のおかれた環境の修復には公的医療保険への公的財源の投入なくしては不可能であります。

医師は、人の命を苦痛から救う聖職であります。しかしながら、市場経済を中心とした米国の医療では、保険会社によって経済的視点から医療内容が指示されることが日常的にあると言われております。

国際的にみると日本は廉価な医療費で、すべての人が望んでいる健康長寿を達成しました。インフルエンザ流行時にも最小限の死者数にとどめました。これは我が国の国民皆保険制度が大きな役割を發揮したよい例だと思えます。

厳しい時代であるからこそ、我が国の英知を結集し、我が国にふさわしい医療制度の再構築に向かわなければなりません。そのためにも、医療費削減のために医師を悪人と決めつけるような指導・監査の制度や、病院勤務医と診療所医師を分断するような政策を改め、また、現場を熟知していない学者などによる審議会等の在り方を見直し、本当に現場からの声を聞き、共に苦労を分かち合いながら国民を守る政治に変える必要があります。

一方、私たち医師も医道倫理と学術に基づいた医療を行い、医学教育、医師不足、医師の診療科と地域の偏在、専門医の在り方、臨床研修制度、女性医師の職場復帰、基礎医学者の不足、医師の労働環境、医療事故調査、医療監査・指導の在り方、消費税や事

業税、療養病床や有床診療所の在り方の問題などを克服し、国民医療を守らなければなりません。

2055年には人口が今より約4,000万人減少し、65歳以上人口が労働人口とほぼ同一になるといわれております。すべての医師が医師会に入会し、都道府県行政を基本とした知事と都道府県医師会が地域の実情にあった医療と介護の制度を策定し、国民が安心して生涯を送れる日本を作り上げなければならないと考えます。

新年が明るい未来の礎の年になりますことを祈り、合わせて会員の皆様のご多幸の年になりますことをお祈り申し上げます。



赤いハートの鼻を持つ白いクマは、日本医師会のキャラクターです。

白い体は白衣を、トレードマークの赤いハートは血液（生命力の象徴）と心臓（慈悲のシンボル）を表しています。



## 年 頭 所 感

鳥取県知事 平 井 伸 治

新年あけましておめでとうございます。鳥取県医師会の会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

医師会の皆様には、日頃、県民の生命と健康を守るためにひとかたならず御尽力いただいていることに対しまして、深く敬意を表する次第です。とりわけ昨シーズンの新型インフルエンザ流行時には的確な対応をいただき、感染拡大を全国に比べ遅らせることができ、ワクチン接種も円滑に実施され重症患者の発生も少なくすることができました。会員の皆様には心から感謝申し上げます。また、医療機関を受診したインフルエンザ患者の定点調査によると、今シーズンもいよいよ流行期を迎えたことから昨年11月末に安来市において強毒性の高病原性鳥インフルエンザが発生し、12月には米子市内においてもコハクチョウから強毒性の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されるなど現在も予断を許さない状況が続いており、皆様には引き続き御支援・御協力をお願いする次第でございます。

がん対策につきましては、昨年6月には県議会での「鳥取県がん対策推進条例」の制定を受け、県民が一丸となってがん対策に取り組む推進母体として「鳥取県がん対策推進県民会議」を設置したところです。がん対策の推進を本県の重点課題の一つとして位置付け、県民各位の御意見をお伺いしながら、がんによる死亡率減少に向け、「医療水準の向上」、「検診を受けやすい体制の強化」、「患者さんの支援」、「事業所と連携した県民運動の推進」など総合的な対策を講じて参る所存ですので、今後とも、皆様のお力添えを賜りますよう重ねてお願いいたします。

昨年、我が国では、厳しい状況が続く経済・雇用情勢の下、将来の展望が開けないという閉塞感に包まれました。このような混とんとした状況であるからこそ、「強小」をモットーとしたガイナーレ鳥取がJリーグ入りを決めたように、鳥取県から国や世界をリードするチャレンジに乗り出し、自ら未来を切り拓く時だと考えます。

境港と韓国・ロシアを結ぶ国際定期貨客船の利用拡大や国際定期航空便である米子ーソウル便の安定就航を進めるとともに、県内高速道路網の着実な整備促進に取り組んで

おり、いよいよ「大交流時代」の幕が開きました。

鳥取県下で撮影が行われた韓国テレビドラマ「アテナ」の放映も始まり、平成24年の国際マンガサミットの開催が目前に迫るなど、世界が鳥取県に注目する年になります。今年10月に開催する「全国豊かな海づくり大会」などを活かし、鳥取の誇る自然・食・文化などの国際的普遍的価値を国内外に発信し、活力ある鳥取県づくりを進めます。

医療や福祉の体制についても、県民が安心して暮らしていただけるようにさらに充実を図っていかねばなりません。住民に身近な医療から救命救急医療に至る安全で良質な医療提供体制の整備、医師・看護師をはじめとする医療スタッフの充実、自殺対策の推進など命を守る取組を進めるとともに、鳥取型共生ホームの展開や「あいサポート運動」などを推進して、医療や福祉の環境を整え、暮らしの安心を推進します。

こうした鳥取県の発展に向けて、「人財」の育成が不可欠です。医療費助成の中学生までの拡充を始めとして、「子育て王国鳥取県」のより一層の推進などにより、人財の力で、地域を支え、盛り上げていきたいと考えています。

兎年である今年が、未来へつながる大きな飛躍をとげる1年となることを心から祈念し、皆様のより一層の御支援を賜りますようお願いいたしますとともに、貴会のますますの御発展をお祈りいたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

## NEWS

### 第62回鳥取県医療懇話会



平成23年1月6日（木）鳥取県医師会館において開催した。当日は、鳥取県福祉保健部、鳥取県病院局、本会役員並びに地区医師会長が出席し、当面の諸問題について意見交換を行った。詳細については、来月号に掲載する。

## 第 8 回 常 任 理 事 会

- 日 時 平成22年12月2日（木） 午後5時～午後6時20分
- 場 所 ホテルセントパレス倉吉 倉吉市上井町
- 出席者 岡本会長、富長・池田両副会長  
渡辺・吉中・明穂・笠木・魚谷各常任理事、岡田理事

### 議事録署名人の指名

池田副会長、渡辺常任理事を指名した。

### 報告事項

#### 1. 鳥取大学関連基幹型病院協議会の出席報告

〈渡辺常任理事〉

11月9日、鳥大医学部附属病院において開催された。

平成22年度の鳥取大学関連基幹型病院の研修医マッチング状況は、募集定員69名に対し44名（63.8%）がマッチングした（うち34人が鳥大出身者、前年度より19人増）。また、鳥根県において鳥大出身者9人がマッチングしており、鳥大卒業生の山陰残留率は46.2%であった。今年度の鳥大医学部附属病院卒後初期・後期臨床研修合同説明会が平成22年12月3日（金）に鳥大医学部記念講堂において開催される。

#### 2. 健保 個別指導の立会い報告〈富長副会長〉

11月19日、西部地区の3診療所を対象に実施された。ミリ数の異なる2種類の薬がある場合、大きい方の1錠のかわりに小さい方を2錠投与した場合、薬価の差額分を返還すること、検査は段階を踏んで行うこと、検査の必要性を記載すること、検査所見を記載すること、自院で投与していない薬の血中濃度について請求しないこと（返還）、指導料算定の際は内容を記載すること、高脂血症及び糖尿病であれば合併症の検査をするこ

と、透析の時刻を記載すること、透析の際に外来管理加算は算定できないこと、などの指摘がなされた。

なお、透析医療機関で一般診療科に区分されている場合、高点数により繰り返し個別指導の対象となるわけであるが、指導対象医療機関からはずすことは出来ないため、前回の指導時に問題がなければ、その時点で個別指導対象医療機関からはずしてはどうかと提案しておいた。

#### 3. 全国学校保健・学校医大会の出席報告

〈笠木常任理事〉

11月20日、前橋市において、「守ろう育てよう子どもたちの健康と生きる力ー学校医からのメッセージ」をメインテーマに開催され、地区医師会代表者とともに出席した。

午前中に5分科会『からだ・こころ（1）感染症・予防接種・生活習慣病』、『からだ・こころ（2）学校健診・健康教育』、『からだ・こころ（3）こころ・性教育・実態調査』、『耳鼻咽喉科』、『眼科』の後、都道府県医師会連絡会議が行われ、次期担当県が静岡県医師会に決定した。午後からは、表彰式、シンポジウム「学校におけるアレルギー疾患の現状と取り組み」、特別講演が行われた。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

#### 4. 女子医学生、研修医等をサポートするための 研修会の開催報告〈富長副会長〉

11月25日、米子全日空ホテルにおいて日医、鳥大医学部との共催で開催し、講演（1）「妻常勤医師+子4人の日常」（岡田理事）、（2）「ワークライフバランスのために～自分でしておくこと、サポートが必要なこと～」(鳥大医学部附属病院ワークライフバランス支援センター副センター長福井裕子先生)を行った。参加者は、鳥大医学部の女子医学生、県内の研修医、現に医師の配偶者を持つ男性医師、将来のパートナーは医師を希望する男性医師、男女共同参画に携わる事務職員などで盛会であった。

#### 5. 第1回思春期精神疾患対応力向上研修（基礎 知識、対応編）の開催報告〈笠木常任理事〉

11月28日、県医師会館において開催し、講演「思春期における精神疾患の見立てと対応」（県立精神保健福祉センター所長 原田 豊先生）を行った。なお、2回目（連携、実践編）は平成23年2月11日（祝・金）に中部地区で開催予定である。

#### 6. 鳥根県有床診療所協議会設立総会の出席報告 〈魚谷常任理事〉

11月28日、鳥根県医師会館において開催された。

主な議事として、（1）設立までの経過報告、（2）鳥根県有床診療所協議会会則制定、（3）役員を選出、などが行われ、鳥根県は中国四国で春の鳥取県に次いで最後となる有床診療所協議会を設立した。30有床診療所+100床以下の小規模病院3の計33施設が参加している。引き続き、特別講演「有床診療所の今後の役割」（日医常任理事・全国有床診療所連絡協議会長 葉梨之紀先生）が行われた。

#### 7. 感染症危機管理対策委員会の開催報告 〈笠木常任理事〉

12月2日、ホテルセントパレス倉吉において開催した。

議事として、日医及び県医師会、県で開催された新型インフルエンザ関連会議の報告があった後、今冬のインフルエンザ総合対策などについて協議、意見交換を行った。なお、県内受託医療機関における新型インフルエンザワクチン（1価）の返品は479施設中、182施設が返品を希望した。現在、インフルエンザウイルス型の把握は、病原体定点医療機関（9医療機関）からの検体提供により行われている。個々の医療機関で迅速検査A型陽性となった患者については患者や医療機関の協力によりPCR検査を行い、新型インフルエンザウイルスかどうか確定診断を実施しているが、保健所から医療機関に検査キットを届けるのに時間がかかっている。西部地区では保健所からPCR検査キットを希望する医療機関に対し配付するとの案内がきていることから、東・中部地区においても検査キットを希望する医療機関に事前に配付していただくよう行政にお願いすることとした。

県内における麻しんワクチン接種実施状況報告があった。接種率向上のために市町村別接種状況を公表してみてもどうかとの意見があった。また、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が認められた。その他、先日、安来市において発生した高病原性鳥インフルエンザにおける本県の対応状況について説明があった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

#### 協議事項

##### 1. 健保 個別指導の立会いについて

12月15日（水）午後1時30分から西部地区の3診療所において実施される。魚谷常任理事が立会いすることとした。

##### 2. 鳥取県医療懇話会の議題・運営について

1月6日（木）午後4時30分から県医師会館に

において医師会、県福祉保健部、病院局などが参集して開催する鳥取県医療懇話会の議題、運営について打合せを行った。

県医師会からは、「県立病院における出産費用の見直し」「県内感染症定点医療機関の見直し」について議題を提出することとした。なお、最終的には次回理事会までに意見をとりまとめるので、追加等のご意見があれば事務局まで提出をお願いしたい。

### 3. 鳥取県自動車保険医療連絡協議会の開催について

1月13日（木）午後4時から県医師会館において医師会、損保協会、自算会による三者協議会を開催することとした。自動車保険医療費に関する問題点について協議する。

### 4. 鳥取医学雑誌編集委員会の開催について

1月13日（木）午後6時30分から県医師会館において開催することとした。

### 5. 自賠償保険研修会の開催について

3月11日（金）午後7時から米子コンベンショ

ンセンターにおいて鳥取県臨床整形外科医会との共催で開催することとした。

### 6. 会員の特別栄誉賞について

この度、乗本志考先生（山陰労災病院）が第58回全日本剣道選手権大会において8強入りを果たされたことを讃えることとし、県医師会長名で「特別栄誉賞」を授与することとした。

### 7. 名義後援について

「公開討論『消化器がん検診を考える』（H23. 1/15）」と「平成23年度全国国保診療施設協議会 地域医療現地研究会（H23. 5/27～28）」の名義後援をそれぞれ了承することとした。

### 8. 日医生涯教育制度認定申請の承認について

地区医師会などから申請の出ている講演会について協議の結果、何れも適当として認定することとした。

[午後6時20分閉会]

[署名人] 池田 宣之 印

[署名人] 渡辺 憲 印

## 鳥取県医師会館（鳥取県健康会館）は「敷地内禁煙」です。

鳥取県医師会館（鳥取県健康会館）は、平成14年5月16日より全館禁煙とし、平成16年6月2日付にて、「鳥取県禁煙施設」の認定を受けておりますが、平成21年4月30日開催いたしました第1回常任理事会において、「敷地内禁煙」とすることを決定しております。

## 第9回理事会

- 日時 平成22年12月16日（木） 午後4時～午後6時30分
- 場所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 岡本会長、富長・池田両副会長  
渡辺・吉中・明穂・笠木各常任理事  
武田・吉田・米川・清水・岡田各理事  
新田・石井両監事  
板倉東部会長、野坂西部会長

### 議事録署名人の選出

渡辺・笠木両常任理事を選出した。

### 報告事項

#### 1. 日医 勤務医担当理事連絡協議会の出席報告 〈清水理事〉

11月19日、日医会館において開催された。

本年度担当の栃木県医師会から全国医師会勤務医部会連絡協議会の実施報告があり、「栃木宣言」が正式発表された。次年度は富山県医師会の担当で平成23年10月29日（土）に開催予定である。

「勤務医の視点からの医師会改革」をテーマとした協議では、3県医師会（秋田・新潟・宮崎）から勤務医活動報告があった後、各都道府県医師会からあらかじめ寄せられていた意見や要望について活発な意見交換が行われた。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

#### 2. 第3回産業界医研修会の開催報告 〈吉田理事〉

11月28日、まなびタウンとうはくにおいて開催し、講演5題（1）「最近の労働安全衛生対策」（東 鳥取労働局安全衛生課長）、（2）「職場の喫煙対策」（安陪 東部理事）、（3）「勤労者のメンタルヘルス～うつ病の早期発見と援助」（渡辺常任理事）、（4）「女性労働者の健康管理について～婦人科疾患を中心に～」（竹内 薫 鳥取赤十字病院産婦人科部長）、（5）「職場の感染症対策」

（笠木常任理事）による研修を行った。日医認定産業界取得単位は基礎（実地・後期）&生涯（更新・実地・専門）5単位。

#### 3. 健保 個別指導の立会い報告

〈東部3診療所：吉田理事〉

11月30日、東部地区の3診療所を対象に実施された。ミリ数の異なる2種類の薬がある場合、大きい方の1錠のかわりに小さい方を2錠投与した場合、薬価の差額分を返還すること、夜間早朝加算と時間外診療の区分が出来ていないこと、各種管理料算定の際は理由、要点、計画、説明と家族の同意などを記載すること、などの指摘がなされた。

〈東部2診療所：明穂常任理事〉

12月9日、東部地区の2診療所を対象に実施された。事務職員がカルテに記載した自覚症状や薬剤は医師が承認したことが分かるようにサイン等を行うこと、糖尿病性網膜症の患者にメチコパールの処方をしているが適応病名を記載すること、アリナミンF（内服）の処方について緑内障に使用している旨をカルテに記載すること、診察がなく薬のみを取りに来られる場合でも症状が不変である等、診察したことが分かる記載をすること、レセプト病名や無診投薬が疑われることのない記載をすること、非常勤医師の届出は必ず行うこと、カルテの欄外記載はせず、空欄は斜線を引き追記できないようにすること、検査は必要理由を

記して健診と区別すること、患者の転医連絡などでは診療情報提供料を算定しないこと、皮膚科軟骨処置の範囲の記載がないので注意すること、緊急往診には対象疾患が限定されているので留意すること、ザルソカイン静注が続いているが習慣性の問題もあり、他の治療の選択も考慮すること、老健施設の配置医には請求できないものあるのでレセプトに注記すること、などの指摘がなされた。

#### 4. ITを活用した地域医療連携ネットワークシステムの構築に係る第3回ワーキンググループの出席報告〈米川理事〉

12月2日、鳥大医附属病院において開催され、地区医師会代表者とともに出席した。

今回のワーキンググループは、鳥取大学医学部が西伯病院との間で行っている電子カルテ相互参照プロジェクト「おしどりネット」の説明及びデモを中心に行われたが、TV会議システムについても意見交換が行われた。医師会としては、医師の負担軽減策の一環として県医師会と地区医師会の間でのTV会議システムの構築を要望している。今後は、これまでのワーキンググループで議論された結果を踏まえ、県の決定事項の説明等、総括的なワーキンググループが開催される予定である。

#### 5. 日医 女性医師等相談窓口事業推進連絡協議会の出席報告〈清水理事〉

12月3日、日医会館において開催された。

当日は、福岡、徳島、山口、岡山、兵庫、福井、千葉、茨城、青森の9県医師会から女性医師等相談窓口事業を中心に、それぞれ独自の育児支援や就業支援の取り組みについて事例報告があった後、質疑応答と意見交換が行われた。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

#### 6. 共済会の清算業務にかかる委員会の開催報告〈明穂常任理事〉

12月4日、県医師会館において旧共済会運営委

員会委員が参集し、開催した。

平成22年3月31日現在の会員数及び残余財産確定後の収支計算表について説明後、分配率等について協議を行った。その結果、分配率は41.6%で分配金の計算式は、「(掛け金-過去に給付した金額)×41.6%」、分配金額の100円未満は切り捨てること、分配金送金後の残余金は鳥取県医師会に寄付すること、が議決された。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

#### 7. 鳥取県臨床検査精度管理事業報告会の開催報告〈富長副会長〉

12月5日、西部医師会館において県臨床検査技師会との共催で開催し、会長代理として挨拶を述べてきた。

9月に実施したサーベイの結果について、生理、臨床化学、一般、血液、輸血、細胞診、病理、免疫血清の各部門で2会場に分かれて実績報告及び質疑応答が行われた。施設間による測定結果のバラツキはなくなってきているが、脂質異常症がある場合はコレステロール値にかなりバラツキがあり、HbA1cはHPLC測定法が一番安定していた。

今後の予定は、委員会を平成23年2月10日(木)県医師会館において開催する。また、今年度も医師向けの報告書を別途会報へ掲載する。

#### 8. 健対協 疾病構造の地域特性対策専門委員会の開催報告〈岡田理事〉

12月10日、県医師会館において開催した。

平成21年度事業報告として、疾病構造の地域特性対策専門委員会と母子保健対策専門委員会の事業報告を纏めて第24集を作成し、関係先に配布した。

平成22年度事業中間報告で、疾病構造の地域特性対策は、(1)鳥取県における透析患者の実態調査と腎移植の推進に関する疫学調査、(2)再建術式による胃全摘術後患者の生活の質(QOL)の比較、(3)非アルコール性脂肪肝炎における

血清M30の有用性、(4) 鳥取県におけるがん罹患・死亡の地域特性に関する疫学的研究、(5) 鳥取県における喫煙と肺がんの関係に関する調査、を行う。なお、平成23年度も平成22年度の5項目を継続して調査研究して頂くこととなった。

その他、研究発表について、年2回開催される本会医学会での発表、もしくは本会公開健康講座での講演を義務づける方向で検討することとなった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

## 9. 公益法人改革に関する研修会の開催報告

〈明穂常任理事〉

12月9日、県医師会館において各地区医師会にも参集いただき開催した。

講演(1)「新公益法人制度移行の選択肢と対応策―医師会の場合―」(高野総合会計事務所 マネージャー 清水謙一氏―税理士・中小企業診断士)、(2)「医師会の事業区分の考え方と定款・機関設計のポイント」(高野総合会計事務所 徳田貴仁氏―弁護士・税理士)の後、質疑応答を行った。県医師会は母体保護法の関係で公益認定を取得しなければならないかもしれないとの情報があるが、公益法人の申請準備は最短でも1年半程度かかり、移行まで2年間のスケジュールで考えている。今後は、県医師会及び各地区医師会が連携して事業を進めていく予定である。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

## 10. 鳥取大学経営協議会、学長選考会議の出席報告

〈岡本会長〉

12月10日、鳥取大学において開催された。

主な議事として、職員の給与が国家公務員に準じるようになったこと、平成23年度学内予算編成方針、平成23年度医学部医学科の入学定員増、学生寄宿舎(男子寮)の整備計画として個室になったこと、などについて報告、協議、意見交換が行われた。

協議会終了後、学長選考会議が開催され、これ

までの検討状況の確認及び定期的な職務評価の在り型など学長候補者選考手続きの見直しが行われた。

## 11. 医師会立看護高等専修学校連絡協議会の開催報告

〈岡田理事〉

12月11日、県医師会館において県医療政策課、各看護高等専修学校長及び教務主任に出席いただき、開催した。

はじめに県医療政策課より、准看護師試験の日程等及び看護師国家試験と准看護師試験の日程の重複問題などについて報告があった。主な内容は、平成21年度実施状況は受験生177名(県内107、県外70)で不合格は県外2名、平成22年度の准看護師試験日は平成23年2月18日(金)に県看護研修センターにおいて実施され、合格発表は3月15日(火)であること、県内の看護師養成学校の平成22年度入学者数は医師会立看護高等専修学校96名、鳥取大学及び県立など全県で367名(県内出身者79.6%)、などであった。

引き続き、各看護高等専修学校より学校の概要、生徒数、運営状況などについて資料をもとに報告があり、意見交換を行った。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

## 12. 日医 医療事故防止研修会の出席報告

〈明穂常任理事〉

12月12日、日医会館において、「医療事故削減戦略システムのセカンドステージに向けて」をテーマに開催され、松浦東部副会長、松田中部副会長、辻田西部常任理事とともに出席した。

当日は、講演5題(1)医療安全対策委員会の成果とこれからの方向、(2)医療安全全国共同行動の輪を広げよう、(3)地域で取り組む医療安全対策、(4)産婦人科における医療事故報告制度、(5)法律家の視点から見た医療安全対策、の後、「医療事故削減戦略システムのセカンドステージに向けて」をテーマに総合討論が行われた。後日、冊子「医療事故削減戦略システム」が

日医雑誌とともに日医会員等に配布される。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

### 13. 公開健康講座の開催報告〈渡辺常任理事〉

12月14日、日本海ふれあいホール（米子市）において移動講座を開催した。テーマは、「21世紀の医療 再生医療の現在と未来を探る」、講師は、鳥大大学院医学系研究科再生医療学教授 久留一郎先生。

### 14. その他

\* 第8回常任理事会において、本会会員の乗本志考先生（山陰労災病院）が第58回全日本剣道選手権大会において8強入りを果たされたことを讃え、県医師会長名で「特別荣誉賞」を授与することが了承された件について、本日の理事会において協議した結果、正式に了承することとした。なお、12月12日、米子市内において、岡本会長が賞状を本人に手渡した。

## 協議事項

### 1. 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金に伴う予防接種について

標記について県健康政策課感染症・新型インフルエンザ対策室 石田室長より説明があった。主な内容は、下記のとおりである。

予防接種部会における意見書や国際動向、疾病の重篤性等に鑑み、「子宮頸がん予防（HPV）ワクチン」「ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」は、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととしている。これを踏まえ、対象年齢層に緊急にひととおりの接種を提供して、これらの予防接種を促進するための基金を都道府県に設置し、補正予算において必要な経費を措置する。ワクチン接種緊急促進事業の実施主体は市町村で、医療機関と接種の委託契約を締結する（市町村と地区医師会とで契約）。事業の開始日及び事業の対象とするワクチン接種は各市町村において決定する。基金の期間

は、平成22年11月26日（補正予算成立日）～平成23年度末までとする。なお、接種対象者の年齢の範囲で市町村が独自で接種年齢を設定することは可能である。対象となる接種の範囲についてはあらかじめ十分な周知が必要である。

#### 【接種対象者】

- 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン－中学校1年生（13歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子：3回接種（例外として小学校6年生（12歳相当）の女子も対象とすることも可能（この場合の助成対象範囲は最大4学年内までとする））
- ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン－0～4歳の乳幼児
- 小児用肺炎球菌ワクチン－0～4歳の乳幼児

### 2. 平成23年度事業計画・予算案編成について

本会における平成23年度事業計画と予算案の編成等について協議した。さらに次回理事会及び常任理事会で検討していき、最終的には、平成23年2月17日開催の理事会で最終決定し、定例代議員会に議案を上程して審議を諮る。

### 3. 鳥取県医療懇話会の議題・運営等について

今年度の鳥取県医療懇話会を1月6日（木）午後4時30分から県医師会館において医師会、県福祉保健部、病院局などが参集して開催する。

医師会からの議題として、（1）公立病院への分娩集中化、県立病院における出産費用の見直し、（2）圏域型特別養護老人ホーム施設整備計画の選定結果、（3）県内の禁煙対策、（4）感染症発生動向調査における定点医療機関の変更、（5）子宮頸がん等ワクチン接種費の助成等について提出することとした。追加等のご意見があれば事務局まで提出をお願いしたい。

### 4. 鳥取県8020運動推進協議会委員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続き

き、杉山長毅先生（東部医師会）を推薦することとした。

#### 5. 鳥取県感染症対策協議会 結核部会委員の推薦について

今回、新たに結核部会を設置することとして委員の推薦依頼がきている。笠木常任理事を推薦することとした。

#### 6. 平成22年度鳥取県学校結核対策委員会委員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。笠木常任理事を推薦することとした。

#### 7. 日医共同利用施設担当理事連絡協議会の出席について

1月19日（水）午後2時から日医会館において開催される。池田副会長が出席することとした。

#### 8. 「第2回（仮称）鳥取県医師会指定学校医」制度の検討会の開催について

1月20日（木）午後3時から県医師会館において開催することとした。

#### 9. 中国四国各県学校保健担当理事打合会の開催について

1月22日（土）午後4時から岡山市において開催することとした。主な議題は、平成23年度に本会の当番で開催する「中国四国地区学校医大会（仮称）」についてである。

#### 10. 産業保健活動推進全国会議の出席について

1月27日（木）午前10時30分に日医会館において開催される。吉田理事が出席することとした。なお、地区医師会等にも案内する。

#### 11. 全国メディカルコントロール協議会連絡会の出席について

2月4日（金）午後1時45分から松山市におい

て開催される。清水理事が出席することとした。

#### 12. 第16回学校医・学校保健研修会の開催について

2月11日（金・祝）午後1時30分から県学校保健会との共催で開催することとした。

#### 13. 禁煙指導対策委員会の開催について

2月17日（木）午後1時40分から県医師会館において開催することとした。

#### 14. 秋季医学会の学会長推薦演題について

11月14日に開催した秋季医学会の一般演題のなかで、学会長が推薦する演題6題（非医師2名の発表含む）について承認した。該当者については、鳥取医学雑誌へ投稿していただくよう依頼する。

#### 15. 日本医師会からの各種調査への協力について

日医より、全国で在宅医療を行っている診療所約3,900施設（無作為に抽出）に「診療所の在宅医療機能に関する調査」の実施について協力依頼がきている。本会として調査協力することとした。

#### 16. 名義後援について

「最先端医療技術開発研究 第1回鳥取国際大会（H23.7 米子市）」について、本会としては主旨があわないため、名義後援を了承しないこととした。

#### 17. 日医生涯教育制度認定申請の承認について

地区医師会などから申請の出ている講演会について協議の結果、何れも適当として認定することとした。

[午後6時30分閉会]

[署名人] 渡辺 憲 印

[署名人] 笠木 正明 印

## インフルエンザ対策としてのワクチン接種を ＝感染症危機管理対策委員会＝

- 日 時 平成22年12月2日（木） 午後3時30分～午後5時
- 場 所 ホテルセントパレス倉吉 倉吉市上井町
- 出席者 〈県医療指導課〉丸山薬剤師  
〈県医師会〉岡本会長、明穂常任理事  
笠木委員長、吉中・岡田・石谷・山本・丸山各委員

### 挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

昨年度は、高校3年生への新型インフルエンザワクチンの集団接種実施等について、委員である先生方に大変お世話になり、感謝申し上げます。感染症に対しては可及的速やかに適切な処置が必要であり、迅速な対応が重要である。行政と連携し、健康な人に対する感染症対策も大切な事なので、本日は忌憚のない協議をお願いします。

また、本日は県から先日鳥根県安来市において発生した鳥インフルエンザについてもご報告いただくこととなっているので、よろしく願いたい。

〈笠木委員長〉

昨年度実施した新型インフルエンザワクチンの集団接種については、岡本会長の強い指導力並びに各地区医師会会長他会員の先生方のご協力があり、さらに県教育委員会及び県福祉保健部の積極的な協力支援のもと実施が出来た。昨年の今頃に比べると、ワクチン接種は今年スムーズに実施されていると思う。先日、鳥根県安来市で発生した鳥インフルエンザについては、今後十分に注意して経過を見守る必要がある。予防接種行政に関しては、遅れた日本ではあるが、任意接種ながらい

くつかの予防接種が認可され、いろいろな感染症に対応出来る体制が少しずつ整ってきているのではないかと考えている。

本日は、いくつかの報告並びに協議をさせていただくので、よろしく願いたい。

### 報告及び協議

#### 1. 日医感染症危機管理対策協議会出席報告

〈笠木委員長〉

3月11日、日医会館において開催された。

厚生労働省から、新型インフルエンザA (H1N1) 対策についての報告、及び各地域の取り組み（仙台市、豊橋市、沖縄県）について報告があった。その後、都道府県医師会から事前に寄せられた質問を中心に協議が行われた。主な質問内容は、新型インフルエンザワクチンの返品について、新型インフルエンザワクチン10mlバイアルについてなど。

内容の詳細は、県医師会報4月号へ掲載している。

#### 2. 日医感染症危機管理担当事連絡協議会出席報告 〈岡田委員〉

8月5日、日医会館において開催された。

厚生労働省及び日医から、10月以降の新型インフルエンザワクチンの接種体制について説明があ

り、質疑応答が行われた。今年度の新型インフルエンザワクチン接種は、(1) 優先順位の設定なし、(2) 1mlバイアル(10mlバイアルなし)、(3) ワクチンの購入に特別な制限なし、(4) ワクチンの購入価格に特別な制限なし(従来の季節性ワクチンと同等)、(5) 予診のみの料金が設定された。

内容の詳細は、県医師会報8月号へ掲載している。

### 3. 第1回感染症危機管理対策委員会実務者会議 報告〈笠木委員長〉

8月5日、県医師会館において開催した。

平成21年度インフルエンザ総合対策について、県医師会、県、卸業協会からそれぞれ報告があった。昨年度は、季節性インフルエンザワクチン在庫状況調査(計4回)と抗インフルエンザウイルス薬在庫状況調査(11月30日現在)を卸業販売業者のみを対象に行った。ワクチン在庫調査については、10月20日時点(第1回)から11月30日時点(第3回)までは在庫がない状況が続き、追加注文も出来ない状況が続いたが、12月15日時点(第4回)から徐々に対応できる状況であった。タミフルドライシロップ、リレンザについては、小児を中心に流行したため品薄となり、タミフルカプセルのカプセルを外して対応するなどの問題があった。新型インフルエンザワクチンの在庫状況調査を平成22年3月31日時点で実施したところ、受託医療機関479施設中189施設が在庫を保有していた。

また、県から平成22年10月以降のインフルエンザワクチン接種実施体制の概要について説明があった。

内容の詳細は、県医師会報9月号へ掲載している。

### 4. 鳥取県インフルエンザワクチン対策委員会・ 鳥取県抗インフルエンザウイルス薬対策委員会出席報告〈笠木委員長〉

9月16日、県庁において開催された。

主な議事として、「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種事業」と「鳥取県におけるインフルエンザワクチンの供給体制(1)平成21年度各種調査結果と流通状況(2)インフルエンザワクチンの安定供給対策(3)今年度の鳥取県の具体的な対応」について報告、協議、意見交換が行われた。今年度は、ワクチン予約状況調査を9月30日時点で卸売販売業者のみ実施し、医療機関の在庫状況調査は状況をみて必要時に臨時に実施することとした。

また、鳥取県は3年連続でインフルエンザワクチンの返品率(0.4%)が全国で1番低く、高齢者の接種率(64.7%)は1番高い数値であった。

内容の詳細は、県医師会報10月号へ掲載している。

### 5. 今冬のインフルエンザ総合対策について (県医師会)

会報9月号に10月1日からのインフルエンザワクチン接種開始に向けて接種事業の概要を掲載し会員に協力を求めた。

#### 〈地区医師会〉

今年度のインフルエンザ定期予防接種期間は、10月～3月末までとなっている。委託料は、東・中・西部とも3,600円で、自己負担金は地区の中でもそれぞれ市町村によって異なっている(500～2,100円)。

また、法的に任意接種である乳幼児、小・中・高校生及び妊婦等に新型インフルエンザワクチン接種費用の助成を行っている市町村がある。

#### 〈鳥取県〉

政府は対策本部を解散しているが、鳥取県では新型インフルエンザ対策本部の設置を継続してお

り、感染症法の指定が取り消しされれば年度末を目処に解散する予定である。

インフルエンザの流行状況把握は、インフルエンザ定点医療機関（29医療機関）からの報告と、学校や福祉施設における保健所への集団発生の報告を受けることにより行う。

国内のインフルエンザ患者発生状況（11/15～21）によると、全国平均定点値は0.35で右肩上がりになっており流行の兆しがみえる。

インフルエンザウイルス検出の全国状況は、新型、A香港型、B型が混在しており、現時点では流行を迎えていないため今シーズンの主流型を判断する状況ではないが、8月以降新型よりもA香港型の検出が多い傾向にある。鳥取県の状況は、8月以降、新型4名、香港型5名のウイルスを検出している。

昨シーズンの受託医療機関における新型インフルエンザワクチンの返品について、受託医療機関479施設中、182施設が返品を希望し、0.5mlシリンジ、1ml及び10mlバイアル合わせて8,450回投与分のワクチンの返品が行われた。3月末に実施した新型インフルエンザワクチン在庫本数は9,186回投与分であったため9割程度返品がなされた結果となった。

今シーズンは、卸業者のみに9月30日時点でインフルエンザワクチン予約状況調査、10月15、30日、11月15日時点で在庫調査を実施した結果、すべての卸売販売業者が注文に対応できているとの回答で、販売先未定の在庫本数も例年に比べ多い状況であった。

#### 〈その他〉

○石谷委員より、「現在、インフルエンザウイルス型の把握は、病原体定点医療機関（9医療機関）からの検体提供により行われており、流行初期までは、個々の医療機関で迅速検査A型陽性となった患者について、患者や医療機関の協

力によりPCR検査を行っている。A型陽性が出てから検査キットを届けるのには時間がかかるため、予め医療機関に検査キットを配布する等の検討をお願いする。」との意見があった。

→西部地区では、保健所からPCR検査キットを希望する医療機関に対し配付するとの案内がきていることから、東・中部地区においても検査キットを希望する医療機関に事前に配付していただくよう行政をお願いすることとした。

## 6. その他

### ○麻しんワクチン接種について

9月末現在の麻しんワクチン接種率の状況は、第2期は60.2%（昨年度比△0.5%）、第3期は55.2%（△3.6%）、第4期は51.1%（+1.1%）であった。接種率向上のために市町村別の実施状況を公表してみてもどうかとの意見があった。

### ○子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種を促進するための基金を都道府県に設置し、市町村の事業に対し助成する。国の補正予算が可決され、12月9日に都道府県を対象とした説明会が開催される。鳥取県としては、この説明会を受けて各市町村および医師会へ説明を行う予定である。

### ○高病原性鳥インフルエンザの発生について

11月29日、鳥根県安来市において高病原性鳥インフルエンザの疑いの強い事例が発生した。通報を受け、鳥取県では鳥根県の発生農場から半径10km圏内の3農場に移動自粛を要請し、また消毒ポイントを設置するなど対応した。鳥インフルエンザに関する相談窓口の設置について県のホームページに掲載している。

# 公益・一般法人どちらを選択するにも手続きの開始が必要！ ＝公益法人制度改革に関する研修会＝

- 日 時 平成22年12月9日（木） 午後4時～午後6時15分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 〈高野総合会計事務所〉清水氏、徳田氏  
〈鳥取県医師会〉岡本会長、明穂・魚谷両常任理事、岡田理事  
〈東部医師会〉板倉会長、小林・杉山両理事、山下事務局長  
〈中部医師会〉池田会長、西田理事、板垣事務局長、門田氏  
〈西部医師会〉辻田理事、柴田氏  
〈大学医師会〉櫛田氏  
〈オブザーバー〉岸本税理士事務所、東京日動火災海上保険

## 開 会

### 挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

本日講師でお招きした高野会計事務所におかれ  
ては、全国の医師会に公益法人制度改革のアドバ  
イス、コンサルテーションを行っておられ、東京  
出張の際に何度か打ち合わせを行い、本日の研修  
会の運びとなった。

現在まで、公益法人制度改革について各地区医  
師会の先生方には関係資料等の情報提供及び意見  
交換等行ってきたが、残された移行期間は3年と  
なり、各地区医師会及び本会が円滑に法人格を取  
得できるよう今後とも連携、協力していきたいと  
考えている。

### 講 演

（1）「新公益法人制度移行の選択肢と対応策—医  
師会の場合—」

高野総合会計事務所 マネージャー

清水謙一氏（税理士・中小企業診断士）

実務上の視点から、医師会の場合の公益法人、  
一般法人への移行のメリット・デメリットなどに  
ついて説明がなされた。

公益法人のメリットは公益の名称を名乗れるこ  
と、デメリットは収支相償基準、遊休財産額の保  
有制限、公益目的事業比率の基準等を充たす義務  
があるため、運営の自由度が比較的低い。公益認定  
を受ける場合には長期的な観点から本当に収支相  
償が可能なのか、収支相償基準を達成した事業環  
境でも公益認定を受けるメリットがあるのか等慎  
重な判断が求められる。

一般法人のメリットは事業の収入・費用に関す  
る制約が少なく、財産保有制限もないので運営の  
自由度が高いこと。デメリットとしては、公益目  
的支出計画に従った支出、実施報告が必要になる  
が、申請実務を行う中でほとんどデメリットはな  
いように感じる。

移行申請書は20年会計基準にもとづく予算案ベ  
ースで作成することとなる。新しい予算書は事業  
別の損益予算の作成が必要になるので、事業が細  
かく分かれていると複雑になる。モデル事業の調  
布市医師会の公益目的事業は1事業にまとめられ  
ている。

申請準備に最短でも1年半程度かかり、移行ま  
で2年間のスケジュールで考えている。今からの  
準備で漸く24年度中に申請が行える状況である。  
総会で決議を得るタイミングなどがあるので、ス

ケジュールの組み立てが重要になる。

母体保護法の関係で県医師会は公益認定を取得しなければならないかもしれないとの情報がある。

## (2) 「医師会の事業区分の考え方と定款・機関設計のポイント」

高野総合会計事務所

徳田貴仁氏（弁護士・税理士）

東京の事務所からテレビ会議で講演が行われた。いくつかの医師会に公益法人制度改革についてコンサルティングを行った中で重要なポイントであった点について説明がなされた。

医師会が行っている事業は非常に公益性が高いと考える。公益認定を受けるには収支相償基準を充たさなければならないので、財務運営の観点から公益目的事業と収益事業等の区分整理が必要である。事業区分はなるべくシンプルにすることがポイントである。定款にあたっては、現行を維持しながらどうしても変更が必要なところだけ変革を行う。

### 質疑応答

問. 医師会立病院は公益目的事業として認められるか。

答. 各地域における施設の役割は異なるため、公益か収益かの判断は分かれる可能性がある。実際、財団法人の病院で公益認定を取得しているところはある。

問. 減価償却の積立預金は認められるか。

答. 合理性がないので認められない。

問. 他の団体の役員兼務について

答. 役員兼務の規制はないと考えている。

問. 医師会長と医師連盟委員長が同一なのは問題ないか。

答. 認定基準上は問題ないと思われる。

### 今後の対応等について

東部：現時点では方向性は未定である。会計基準の切り替え作業を始めたところである。今後県及び各地区医師会と連携して進めていきたい。

中部：病院事業を含めて公益法人を目指す考えである。

西部：現時点では方向性等未定であり、来年の6月総会までには意思決定する考えである。

大学：1年程前に県庁へ相談に行ったところ、公益認定は難しいとの話になった。理事会で協議した結果、まずは一般法人を目指すこととし、23年度中に申請する予定である。

# それでもやらねばならぬ准看護師養成 ＝医師会立看護高等専修学校連絡協議会＝

- 日 時 平成22年12月11日（土） 午後4時～午後5時30分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 [県医] 岡本会長、明穂常任理事、岡田理事、新田監事  
[来賓] 中西医療政策課長、山崎看護担当主幹、谷口保健師  
[学校] 〈鳥取〉森校長、山脇教務主任  
〈倉吉〉大津校長、浜田教務主任  
〈米子〉福島教務主任

## 挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

年末、土曜日のお休みにご参集いただき感謝申し上げます。医師不足により地域医療崩壊が言われているが、看護師不足も深刻である。各地区医師会で准看護師養成にご尽力いただき、地域医療確保の一助となっており、感謝申し上げます。平成23年度の国の予算では看護師養成施設に対する助成が減額となっているようなので、ぜひとも復活してほしい。また、県においては助成の増額をお願いしたい。

〈中西医療政策課長〉

看護師問題は医師不足問題と同様に県政の重要な問題である。第7次需給見通しでは数年間は最大で322人不足であり、7対1看護基準の採用によるものと思われる。県としては潜在看護師の活用、看護学校の定員増などで対応したいと考えている。今後ともよろしくお願いしたい。

## 議 事

### 1. 准看護師試験について

○平成21年度実施状況：受験生177名（県内107、県外70）で、不合格は県外2名で県内は全員合格であった。合格率は98.9%。

○平成22年度日程：試験日は平成23年2月18日（金）、会場は看護研修センター（鳥取市）、合格発表は3月15日（火）。試験の結果については口頭にて開示する。

### 2. 看護師国家試験と准看護師試験の日程の重複問題について

他県医師会から試験日を重複しないよう行政に働きかけてほしい旨の文書が来ている。平成23年度の看護師国家試験は2/20、准看護師試験は中国、四国、九州が同一日で2/18である。今後とも重複しないように調整する予定である。

### 3. 平成23年度看護職員養成確保対策予算の削減問題について

日本医師会から、概算要求で減額されることが判明した旨の通知が来ている。県費の更なる助成をお願いしたい。県では前年度同額を要求している。

### 4. 県内看護職員養成学校の入学状況・就業状況について

県内の看護師養成学校の平成22年度入学者数は看護高等専修学校96名、鳥取大学、県立など全県で367名、県内出身者は79.6%であった。平成21年度卒業生の就業状況では県内が173名、県外が

87名、進学55名などとなっている。奨学金貸付事業の成果で県内就業率は66.5%と上昇している。

## 5. 看護師確保対策等の概要について（鳥取県地域医療再生基金）

教材助成（モデル人形、DVDなど）、看護教員養成研修費助成、認定看護師研修助成、新人看護師研修費助成などを計上している。

## 6. 各看護高等専修学校の運営状況等について

各学校より学校の概要、生徒数、運営状況などについて資料をもとに説明した後、意見交換を行った。

主な内容、項目は次のとおり。

○退学者が増えると授業料収入減となり運営に支障を来す。また、留年者が多くでると学年定員が増となり運営に支障を来す。

○教員確保は給与面が一番の課題である。

○入学者は定員の1割程度増としているが実習施設、特に産婦人科について分娩施設が限られているため困難を極めている。

○実習では、産婦人科のほか眼科、耳鼻科、小児（入院）も困難である。

○看護師（正看）学校の定員増により実習施設の受け入れが過剰傾向（准看が追いやられる）、実習施設での呼称の問題などが言われている。

○高年齢（最高58歳）の受験生や介護施設の職員が資格取得のためだけに受験するケースがあり対応に苦慮している。⇒公費助成していることから資格取得後20年程度は臨床に従事していただくことが望ましい。面接で対応していただきたい。

○不況からか職安から紹介されてくるケースが多いが、実態を承知していない。

# 女性医師問題における各都道府県医師会の取り組み ＝日本医師会女性医師等相談窓口事業推進連絡協議会＝

理事 清水正人

- 日時 平成22年12月3日（金） 午後2時～午後4時40分
- 場所 日本医師会館 3F小講堂 文京区本駒込
- 出席者 清水正人理事  
事務局 山本係長

## 挨拶（要旨）

〈羽生田日医副会長・女性医師支援センター長〉

厚生労働省の委託事業として、女性医師支援センター事業を実施し、就業継続支援をはじめとする多角的な女性医師への支援を行っている。中でもこの事業の中核である日本医師会女性医師バンクは平成19年1月に開設し、来年で4周年を迎える。コーディネーターの先生方等の尽力によって

順調に運営が行われている。

女性医師が就業を継続するためには、出産・子育ての時期に幅広い支援が求められている。取り分け保育支援は欠かすことの出来ない最も重要なことで、日本医師会は昨年9月に女性医師等相談事業連絡協議会を実施し、各都道府県医師会に女性医師等相談窓口を設置していただくよう協力要請をした。

また、本年5月には女性医師支援担当理事連絡

協議会を開催し、本年度の政府関係予算における変更等の説明をした。現在、相談窓口事業に取り組んでいる医師会は、徐々に増えつつある。

本日は9つの都道府県医師会に事例発表をお願いしており、出席されている皆様には、これらの事例を参考にさせていただき、行政機関への働きかけを始め、女性医師等、相談窓口事業の実施、更なる充実をお願いしたい。

女性医師の活躍は、医療の望ましい発展に欠かせない重要な問題であるので、日本医師会としてもその実現のために、真摯に取り組むたい。

〈厚生労働省医政局医事課長 村田善則〉

医事課の大きな任務の一つとして医師不足対策がある。その中で女性医師の就労を支援することが大きなウエイトを占めていることは申し上げるまでもない。

全体医師の中で、女性医師が18%位を占めている。医学部の女子医学生については、30%を越えているところもある。女性医師として経験を積まれて医師になられた方々は引き続き活躍をしていただきたい。事情があって休職されている先生が、再び復帰して活躍することは、医師不足に対する貢献につながる。

本日の女性医師等相談窓口事業の事例発表は、都道府県ごとにいろいろ工夫がされているので、是非とも優れた事例を聞き勉強したい。

## 議 事

### 1. 都道府県医師会事例発表について

#### ①福岡県（佐藤 薫理事）

- ・平成20年度：女性医師等復職研修・相談事業→開始
- ・平成21年度：福岡県の委託を受け、福岡県医師会で相談窓口事業開始
- ・平成22年度：女性医師等就労支援事業として継続
- ・平成22年11月までの相談件数：0件

#### ②徳島県（岡田博子常任理事）

##### ◇徳島県の女性医師の現状

- ・人口10万人あたりの女性医師数：96.4人（全国3位2006年）
- ・39歳以下の女性医師数の割合：55%（全国平均53% 2008年）
- ・離職率：18%（全国平均の4倍2007年）

##### ◇女性医師が勤務を継続するには

- ・ワークライフバランスの実現・環境整備が必要。
- ・管理者・上司・同僚・家族・社会そして女性医師自身の意識改革が必要。

##### ◇徳島女性医師ネットワーク

- ・女性医師の仕事・生活の支援をするために情報提供および相談窓口を設けた。

#### ③山口県（田村博子理事）

##### ◇女性医師等相談窓口事業の取り組み

- ・女性医師保育相談員採用（H21.7）
- ・保育サポーターバンク設置（H21.9）
- ・保育サポーターの募集
- ・女性医師への広報活動
- ・具体的な相談対応（現在までに23件の相談）
- ・サポーター研修会の開催（サポーターの質とモチベーションの維持）

#### ④岡山県（神崎寛子理事）

##### ◇女性医師等就労支援相談窓口事業

- ・岡山県女性医師バンク（復職支援コーディネーター）
- ・保育相談事業（保育園等の情報提供）

##### ◇託児サービス

- ・県医師会主催の講演会での託児サービス開始

##### ◇他の女性医師支援活動との連携

#### ⑤兵庫県（渡辺弥生理事）

##### ◇女性医師再就職支援センター（兵庫県医師会内）

###### 【センターの業務】

- 1) 再就職に向けた研修の実践

- 2) 研修に際しての保育等に関する相談への対応
- 3) 再就職先の調整（ドクターバンク事業による就職斡旋等）

#### 【研修の概要】

##### 1) 対象

結婚・出産等により離・退職した女性医師で、研修後に県内に所在する医療機関へ勤務する意思がある方

##### 2) 研修内容

座学および県内医療機関における臨床研修 計80時間（約1カ月）を基本とする。

##### 3) 研修人数（先着順） 5人

#### ⑥福井県（富永千代理事）

##### ◇ふくい女性医師支援センターの復職支援

- 1) 復職研修受講（女性医師等就労支援事業の病院研修経費）→復職6名
- 2) 相談のみで終了→2名
- 3) 復職研修にはのらないが就職まで手助けして復職→4名

#### ⑦千葉県（海村孝子理事）

##### ◇女性医師支援センター調査（H22.1.19～H22.

2.5)

- ・院内保育所を設置している病院…37.9%
- ・院内保育所を設置していない病院…0.9%

- ・子供がいる…39.4%
- ・子供がいない…58.5%
- ・産休・育休中の身分保障がある…53.8%
- ・産休・育休中の身分保障がない…28.8%
- ・産休・育休中の給与支給有り…40.2%
- ・産休・育休中の給与支給なし…43.2%

#### ⑧茨城県（諸岡信裕子副会長）

##### ◇女性医師就業支援相談窓口

- ・専任（嘱託）職員1名、アドバイザー（女性医師）3名を設置。
- ・相談受付→月～金曜日（水曜日を除く）の9：00～16：00。  
面談・電話・出張・インターネット・文書等での対応。

#### ⑨青森県（村岡真理女性医師活動推進委員）

##### ◇女性医師相談窓口

- ・相談員4名（医師2名、事務：保育相談担当2名）
- ・受付時間→フリーダイヤル（平日の9：00～17：00）
- ・開設（H21.7.15）から本年10月末までの相談件数は、11件（保育相談7件、その他4件）。
- ・相談者→医師本人：9件、医師の母親：2件。

# 母体保護法の理念とその運用

## =平成22年度家族計画・母体保護法指導者講習会=

理事 井庭 信幸

■ 日 時 平成22年12月4日（土） 午後1時～午後4時

■ 場 所 日本医師会館 1F大講堂 文京区本駒込

「医療の明日のために、今、できること」と題し、原中勝征日本医師会長の講演があった。

国民皆保険を堅持するための雇用関係の是正、超高齢化社会を見据えた社会保障制度の長期ビジョンの提示、医療費増加政策への転換、医師・看護師不足および偏在の解消、市場原理主義の医療への参入阻止である。

医師不足解消のため、医学部の新設が議論になっているが、日本医師会は反対である。医師数はこれからの少子・高齢化社会を考えると増やす必要はなく、むしろ医師偏在の医療環境を精査し、この問題を解決していくべきである。また混合療法は先進医療の一部にすべきで、拡大すべきではない。

### シンポジウム

「母体保護法の理念とその運用」と題し、三者の立場からの講演があった。

日本産婦人科医会寺尾俊彦会長は昭和23年に優生保護法成立、昭和24年4月、優生保護法指定医師から成る「日本母性保護協会」（現在、日本産婦人科医会）が誕生した。その後、優生保護法は優生思想の排斥から母体保護法に改められた。当初より単に人工妊娠中絶や優生手術を扱う団体ではなく「健全な母体保護の推進」という理念を定款に定めている。母体保護法は、行政権の行使（指定医師の指定権）を民間の都道府県医師会に付与している唯一の法律である。しかし、平成18年の公益法人改正法により、母体保護法14条の条文が都道府県の区域を単位として設立された社

団法人たる医師会から「公益法人たる医師会」と改正された。日本医師会の調査では公益法人に移行しない都道府県医師会が多くあり、指定医師空白地帯が生じる可能性がある。このような事態にならぬよう、日本医師会、国に働きかけていきたい。

次に日本医師会の立場から今村定臣常任理事は母体保護法14条の改正による指定医師に関し、都道府県医師会は法人の形態に関わらず、母体保護法指定医師の指定権を保持すべきである。

最後に日本放送協会・政策局チーフディレクターの迫田朋子氏は「メディアからみた“人工妊娠中絶”」と題し、メディアでは中絶について真正面から取り上げられることは多くなく、不同意墮胎の事件、中絶費用、性暴力被害、性教育の必要性を伝える記事が多い。メディアを通じて、中絶について女性たちの心の葛藤を率直に伝えることは多くの検討課題がある。

指定発言は、泉陽子厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保険課長で、母体保護法の概要について説明があった。公益法人化に伴う指定医師の件についてコメントはできないが、母体保護法の適正な運用に向かって努力していく。平成20年度人工妊娠中絶総数は242,292人。実施率（平成20年度）の全国平均は8.8で最大値は鳥取県、佐賀県、熊本県で13.2。最小値は奈良県で4.6。

10代の人工妊娠中絶（平成20年度）で、実施率の多い県は青森、福岡、佐賀。少ない県は和歌山、栃木、東京である。

# 医療事故削減戦略システムのセカンドステージに向けて ＝平成22年度日本医師会医療事故防止研修会＝

常任理事 明 穂 政 裕

■ 日 時 平成22年12月12日（日） 午前10時～午後4時

■ 場 所 日本医師会館 1F大講堂 文京区本駒込

■ 出席者 明穂常任理事

（東部）松浦副会長、（中部）松田副会長、（西部）辻田常任理事

## 挨拶（要旨）

〈原中日医会長〉 藤川常任理事代読

日本医師会では、医療の安全確保と医療事故防止に関する会内委員会として平成10年から医療安全対策委員会を設置しており、今期は医療安全の推進と新しい展開について検討をお願いしている。本年度の研修会では「医療事故削減戦略システムのセカンドステージに向けて」と題し、皆様方が国民の命を守る職業であるという誇りと自覚を持ち続けて、医療の安全のために積極的に行動して頂くためのヒントを提供できる会にしたいと計画した。講師の先生方に感謝申し上げ、本日の研修会が実りあるものとなることを期待する。

## 講 演

### 1. 「医療安全対策委員会の成果とこれからの方向」

〈北原光夫 農林中央金庫健康管理室長〉

個人で行う医療安全対策として医療安全に対する実施策、診療録の記載方法。タイムアウトの導入と効果、診療所におけるインシデントレポートがある。地域で行う医療安全対策では地域医師会の医療安全に対する方策、コンサルテーションシステム、医師対象の相談窓口の設置、研修会開催、参加証の授与がある。今後の医療安全対策委員会の目標として各委員の所属医師会において、テーマを決めて、パイロットスタディーを開始す

る。テーマは「医療事故削減戦略システム」から選択する。成果を数値として表現する。そのためには記録を確実に取るようにする。報告システムを確立する。選択したテーマに関して医療現場では医療チームとして理解し実践する（看護師・薬剤師・事務員を含める）。検討会・勉強会などにはチーム全員参加を心がける。フィードバックを行えるシステムづくり。参加証の発行がある。

### 2. 「医療安全全国共同行動の輪を広げよう」

〈上原鳴夫 東北大学大学院医学系研究科国際保健学分野教授〉

リスクマネジメント（訴訟のリスクから病院を守る）から患者安全（事故を予防して患者を守る）へ。「避難」のサイクルから「改善」のサイクルへ。患者さんと医療者がともに安心して治療に専念できる医療のしくみと態勢をつくろう。「エラーは原因ではなく、結果である」。医療安全4つの原則、正しいことをやる。エラーを防ぐ。患者をまもる。失敗に学ぶ。3つの失敗。ミスをする。発見が遅れる。回復処置が不適切。医療安全5つの技法として要因解析、危険予知、エラー防止、根拠に基づく改善、標準化がある。目的は医療の質と安全の向上をめざす取り組みの普及とその成果の可視化と医療に対する患者・市民の信頼の向上にある。

### 3. 「地域で取り組む医療安全対策、北海道の場合」

〈橋本洋一 北海道医師会常任理事〉

北海道医師会「医療安全対策」の取り組みは「医療安全対策ガイドライン」の刊行。事故発防止予防、訴訟移行の予防、訴訟移行後の対策、リピーター対策、インフォームド・コンセントの徹底。安全対策委員会の設置と勉強会の開講。苦情・相談窓口の設置。日医医療安全推進者養成講座の受講、医療安全研修会、患者接遇研修会によって行っている。このうちワークショップ形式で年3回開催される医療安全研修会が参加者に有用との評価を得ている。そして事故原因の分析と事故再発防止への提言を行う医事紛争処理委員会が有効に機能している。医師会に求められる対応として、医療過誤の繰り返されるシステムの是正、医療過誤防止プログラムの提示と実践、医師会と会員が一体となった研修会の開催、医療安全推進のための国と地方自治体などの役割の提示にある。

### 4. 「産婦人科における医療事故報告制度」

〈石渡 勇 茨城県医師会副会長〉

産婦人科偶発事例報告事業の目的は全国で発生した医療紛争になりうる事例の実態把握、同種事例の再発を予防そして事例の第三者的視点での評価をすることで、より安全な産婦人科診療の実現に資することである。報告基準は妊産婦死亡、満期新生児死亡、新生児脳性麻痺、産婦人科異状死、医事紛争事例そして前各号に準ずるような医療事故および医療過誤である。産科医療補償制度

により脳性麻痺児と家族に補償をして原因を分析し、再発予防と紛争の防止・早期解決と産科医療の質の向上と産科医の確保と周産期医療の安定を図る。偶発事例の中からも再発予防策の提言が行えるシステムの構築をしている。

### 5. 「法律家の視点から見た医療安全対策『不注意』から『科学』へ」

〈児玉安司 弁護士・東京大学客員教授〉

「医療不信」と「医療崩壊」を超えて。3つのテーマ。リスク・コミュニケーション（権威から会話へ）リスク・マネジメント（法的制裁から患者安全へ）リスク・ファイナンス（民事賠償と無過失補償など）3つの目的。「公正」な対応、医療機関内に「過剰負担」を科さない、「過剰反応」を引き起こさない。患者側と医療側、双方が納得する「プロセス」を創出し管理する。リスク・コミュニケーションとして日頃のコミュニケーションにより医療のリスクへの理解「説明と同意」より「理解と参加」へ。いざという時…医療機関の公正さへの信頼に加えて公正中立な「第三者」を加える。たくさんのレポートを前にして「再発防止策」という作文でなく再発の確率を下げるための『科学的方法』の欠如があり不注意にもどるのはナンセンスである。

### 6. 「総合討論～医療事故削減戦略システムのセカンドステージに向けて～」

高杉常任理事の司会により5人の講師と参加者による約1時間の討論が交わされた。

# ADRの正しい理解が必要ではないか

## =平成22年度都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会=

理事 井庭 信 幸

- 日 時 平成22年12月16日（木） 午後1時30分～午後4時
- 場 所 日本医師会館 3F小講堂 文京区本駒込
- 出席者 井庭信幸理事

原中勝征会長挨拶に続き、日本医師会医師賠償責任保険の運営に関する経過報告があった。紛争処理付託受理件数は年300～350件で、特に減少傾向は見られない。付託案件は通常毎週開催される調査委員会では有責・無責を決定している。賠償責任審査会は通常毎月1回開催される。昭和48年から平成22年6月までの累計では、有責約70%、無責約30%である。平成21年7月～平成22年6月に賠償責任審査会において審査された300件（新件）の分析では診療科目別では内科24%、産婦人科22%、整形外科18%、その他36%であった。産婦人科は少し減少傾向にある。他科との投薬併用による紛争が増えている（精神科）。

都道府県医師会からの医療事故紛争対策と活動状況について、山形県医師会、和歌山県医師会から報告があった。両県とも医事紛争発生時に医療事故報告書を受け、医事紛争処理委員会で協議し、有責、無責などを決定している。和歌山県の医療安全支援センターは県、県医師会、地域医師会、県立保健所の4ヶ所で患者・家族の相談を受け付けており、お互いに情報交換し事案に対応している。山形県では「山形県医療ADR学術研究会」（平成22年）を設立し、医療機関連携による対話型医療ADRへの取り組みを始めた。

次に「医療事故の紛争処理とADR」について日本医師会参与畔柳達雄弁護士の説明があった。ADR（Alternative Dispute Resolution）は裁判外で第三者が介入する解決である。医療事故に基づく紛争の複雑性は「感情の紛争」と「勘定の紛

争」の識別にある。「勘定」の紛争であることが明確である場合には、医療関係者は法律的な紛争と認識して、対処すべきである。その場合に重要なことは、事故を起こした医師以外の者が本人に代わって交渉し、解決に当たることである。この場合、弁護士以外の者が、業として法律事務を行うことが罰則付きで禁止されていることを忘れてはならない。

現在いわれている「医療メディエーター業務」はADRでなく、病院のクレーム係そのものであり、それ以上でもそれ以下でもないことを確認しておく必要がある。仲介者が第三者であることが重要で、事故を起こした病院の職員にメディエーターの称号を与えることは業務の本質を偽る以外の何ものでもない。

ドイツ大学病院にはオンブズマン事務所があり、弁護士資格を有する職員が医療事故紛争処理を行っており、医療事故に関する苦情は以前に比し、極めて少なくなった。日本の大学病院でも参考になるのではないかと。

7県から質疑ならびに意見・要望事項があった。紛争時の精神的負担には裁判所の仮処分による警察介入方法が例示された。有責の理由を開示、無責でも裁判所が和解を勧めた場合の対応、付託案件の有無責の早期回答、弁護士費用についての質問に関係役員より説明があった。

産科医療補償制度が発足して1年と11ヶ月になるが、2010年11月現在、審査件数91件で86件の保障が認定されている。この制度で産科の医事紛争

が減少したのかは、もう少し時間を要する。  
総括では、羽生田副会長より、日医でメディエ

ーターを養成してはどうかととの意見もあり、そ  
れも含めて検討していくとのことであった。

## 会員の栄誉

### 厚生労働大臣表彰



鱸 俊 朗 先生 (米子市・鳥取県立総合療育センター)

鱸 俊朗先生には鳥取労働局労災保険診療費審査委員等として、労災医療行政の推進に寄与されたご功績により、平成22年11月23日受賞されました。

### 鳥取県医師会特別栄誉賞



乗 本 志 考 先生 (米子市・山陰労災病院)

乗本志考先生には、11月3日、東京都千代田区・日本武道館で行われた「第58回全日本剣道選手権大会」において、見事8強入りを果たされました。よって、12月12日、特別栄誉賞を贈りこの栄誉を讃えました。

# 医療保険のしおり

## 厚生労働省「疑義解釈資料（その7）」について

今般、平成22年度診療報酬改定内容の取扱いについて、厚生労働省保健局医療課より「疑義解釈資料（その7）」が取りまとめられましたので、お知らせ致します。

本件につきましては、日本医師会ホームページ（<http://www.med.or.jp/>）メンバーズルーム内「平成22年度診療報酬改定の情報」にも掲載されております。

なお、歯科診療報酬関係は省略します。

### 医科診療報酬点数表関係

#### 【医学管理等】

（問1）入院栄養食事指導料の算定にあたり、クリティカルパス等により入院栄養食事指導に関する医師の指示が明確に示されており、医師により特別食の食事せんが作成されている場合については、改めて医師の指示を確認する必要はないと考えてよいか。

（答）その通り。

（問2）集団栄養食事指導料の算定にあたり、クリティカルパス等により集団栄養食事指導に関する医師の指示が明確に示されているのであれば、入院時に医師が作成した特別食の食事せんをもって、指示を受けたと考えてよろしいか。

（答）その通り。

#### 【他医療機関の受診】

（問3）包括払い病床（療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、特定入院基本料、特定入院料を算定する病床をいう。）に入院中の患者が他医療機関を受診した場合、他医療機関は、受診日以外の投薬に係る費用を算定できないが、必要に応じて、患者が入院中の保険医療機関と合議し、当該費用を精算することは可能か。

（答）可能である。

### 医科・歯科・調剤報酬点数表関係

#### 【処方せんの取扱い】

（問1）平成22年4月1日より処方せんの様式が変更され、新たに都道府県番号、点数表番号及び医療機関コード欄が設けられたが、それらの記載については、平成22年9月30日までの間は省略することができるとされているが、平成22年10月1日以降、旧様式の処方せんを使用してもよいか。

(答) 使用してよい。ただし、その場合には、処方せんを受け取る保険薬局が分かるように備考欄等に医療機関コード等を記載すること。

(問2) 「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)において、処方せんに医療機関コードを記載することとされているが、保険医療機関が遡及指定を受ける場合、指定を受け通知されるまでの間は新しい医療機関コードを処方せんに記載できないが、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 医療機関コードが決定するまでの間に限り、保険医療機関は処方せんの備考欄に「現在遡及指定申請中のため医療機関コード未記入」等を分かるように記載し、処方せんの医療機関コード欄は空欄とする。

(問3) 保険薬局が受け取った処方せんに、保険医療機関が遡及指定申請中や記載漏れ等により、医療機関コードの記載がない場合には、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 保険薬局は、調剤報酬明細書を審査支払機関へ提出するまでの間に、医療機関コードを処方せんを発行した保険医療機関に確認するか、又は各地方厚生(支)局の都道府県事務所のホームページにより確認するなどして調剤報酬明細書に記載すること。

また、確認した医療機関コードについては、保険薬局で保存する処方せんにも記載をしておくこと。

## 酸素加算に係る「酸素の購入価格に関する届出書」の提出について【お知らせ】

今般、中国四国厚生局鳥取事務所より通知がありましたのでお知らせします。

標記につきましては、平成2年3月19日厚生省告示第41号により酸素の購入価格が定められているところ  
ろです。

保険医療機関は当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその  
算出の基礎となった前年1月から12月までの間に購入した酸素の対価及び酸素の容積について、当該年の  
2月15日までに届出することとされています。

期限までに提出されない場合は、適正な酸素加算の算定ができないこととなりますので、該当の保険医  
療機関においては、「酸素の購入価格に関する届出書」を2月15日までに中国四国厚生局鳥取事務所へ提  
出してください。

なお、届出書の様式については次頁のとおりですが、記載に当たっては次の事項にご留意ください。

また、当該届出書様式は、中国四国厚生局のホームページからも取得できますので活用してください。  
(中国四国厚生局ホームページ>申請・届出等の手続き案内>(指導監査課・事務所)酸素の購入価格の  
届出の順にクリック。)

### 記入上の留意事項

- 1 平成22年1月1日から12月31日までの間に購入した全ての酸素について記載してください。
- 2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載してください。
- 3 ボンベ代金は購入価格には含まれませんので、酸素の費用のみ記載してください。
- 4 算出単価は、小数点以下第3位を四捨五入してください。
- 5 平成22年中に酸素の購入実績がない保険医療機関であっても、平成23年4月1日以降の酸  
素加算を算定する場合は、平成21年以前の購入実績を記載してください。
- 6 平成23年4月1日以降に酸素加算を算定しない保険医療機関にあっては、届出の必要はあ  
りません。

#### 【問い合わせ・提出先】

〒680-0842

鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階

中国四国厚生局鳥取事務所

電話 0857-30-0860

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書(平成 年度)

1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	定置式液化酸素貯槽(CE)		可搬式液化酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3,000L超)		小型ボンベ(3,000L以下)	
	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)
年 1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
計								
単価								

2 前年1年間に於いて酸素の購入実績がない場合(当該診療月前の酸素の購入実績)

購入年月	定置式液化酸素貯槽(CE)		可搬式液化酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3,000L超)		小型ボンベ(3,000L以下)	
	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)
年 月								
単価								

3 その他

購入業者名	種類(液化酸素、ボンベ)

上記のとおり届出します。  
平成 年 月 日

医療機関コード

所在地

保険医療機関 名称

開設者

地方厚生(支)局長 殿

印

記載上の注意事項

- 届出は当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入した全ての酸素について記載すること。
- 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む)を記載すること。

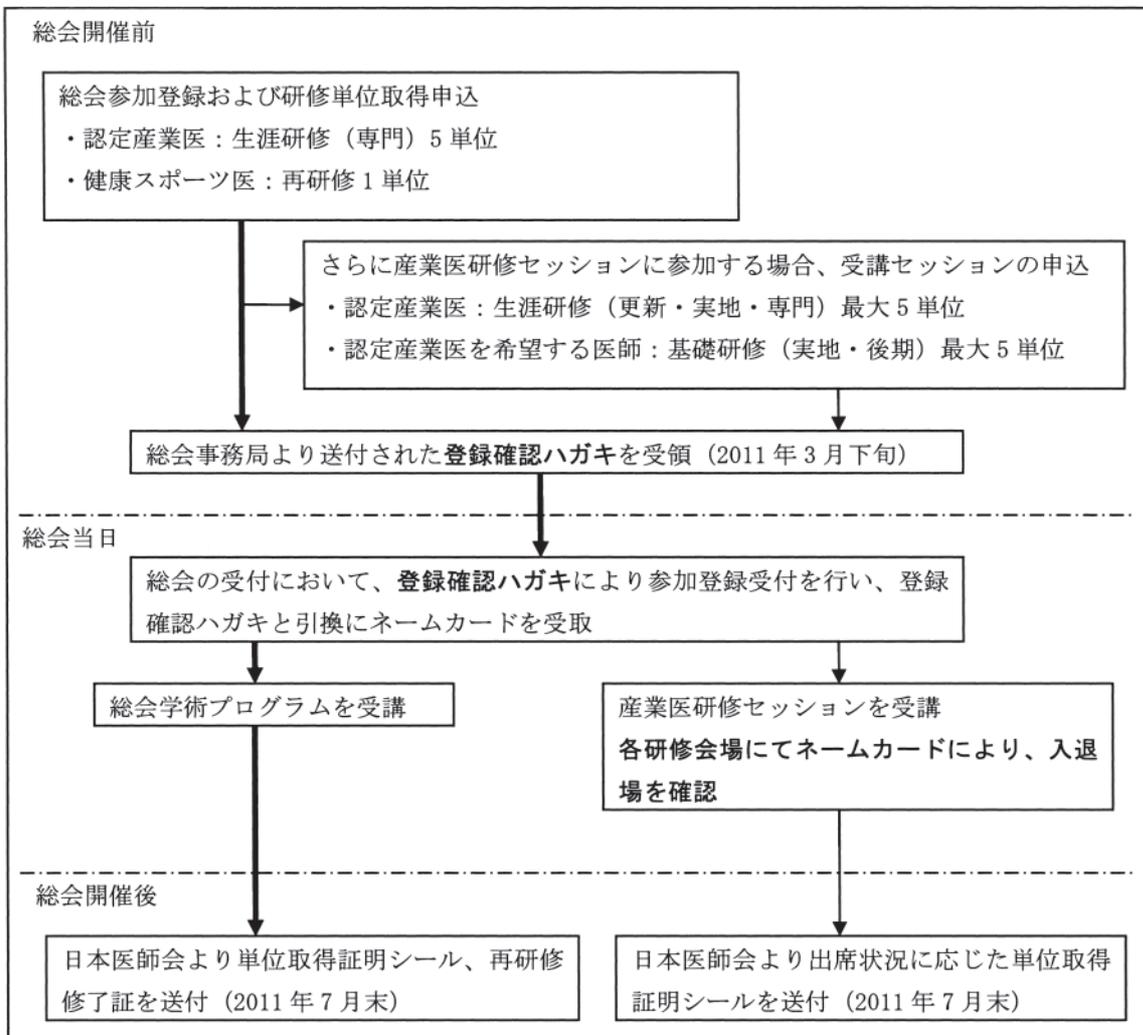
第28回日本医学会総会における日本医師会認定産業医制度産業医学研修単位・認定健康スポーツ医制度再研修単位取得に関わる総会当日の手続きおよび研修単位の交付について

〈22.12.8 地Ⅱ176 日本医師会常任理事 今村 聡〉

第28回日本医学会総会における日本医師会認定産業医制度ならびに認定健康スポーツ医制度の研修単位については、既にお知らせいたしました。研修単位取得に関わる総会当日の手続きならびに研修単位の交付方法が決まりましたので、お知らせいたします。

つきましては、研修単位の取得については、以下のフローチャートにしたがって、参加者本人からお手続きされますようご指導のほどお願いいたします。

なお、所定の申請手続きによって発行された単位取得証明シール（産業）、再研修修了証（健康スポーツ）がないと単位として認められませんので、ご注意下さい。



注)

- 事前に単位取得申込を行っていない場合、単位として認められませんので、ご注意下さい。
- 産業医研修セッションは定員制です。また、遅刻早退をされた場合、単位として認められませんので、ご注意下さい。

## 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の 軽減特例措置実施要綱」の一部改正について

〈22. 12. 27 日医発第936号（保178） 日本医師会長 原中勝征〉

70～74歳の患者の一部負担金等について、平成20年4月1日より1割から2割へ引き上げられることから、国が1割相当分等を患者に代わって保険医療機関等に支払うこと等により、患者一部負担金等を1割に据え置く軽減特例措置が平成20年度に実施され、平成22年度まで継続して実施されてきたところであります。

今般、当該軽減特例措置が、平成23年度についても継続して実施されることとなり、それに伴う実施要綱の一部改正が行われましたのでご連絡申し上げます。

なお、軽減特例措置の対象者に係る高額療養費の自己負担限度額等についても、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等を改正し、平成24年3月31日まで従前の額に据え置かれる予定であります。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルームの医療保険中、「健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載を予定しております。

## 医療広告ガイドラインに関するQ&A（事例集）の追加について

〈23. 1. 7 地 I 155 日本医師会常任理事 鈴木邦彦〉

医療法（昭和23年法律第205号）における広告規制については、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」が作成され、同ガイドラインに関するQ&A（事例集）について、厚生労働省のホームページに掲載（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/qa.html>）されているところですが、今般、広告の対象範囲、広告可能な事項、禁止される広告などの項につきまして、内容の一部追加がなされたので御了知いただきますようお願い申し上げます。

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（医療広告ガイドライン）に関する追加Q&A（事例集）【主なもの】

平成22年12月24日作成

### 【Q 1 広告の対象範囲（ガイドライン第2部関係）】

Q 1 - 10 フリーペーパーに掲載された医療機関等の広告も医療法の広告規制を受けるのでしょうか。

A 1 - 10 医療法の広告規制の対象となります。

Q 1 - 11 病院の一部門の名称を「○○センター」（透析センター、リハビリセンター等）として院内に掲示することは可能でしょうか。

A 1 - 11 病院の院内掲示であれば、「透析センター」等と掲示することは可能です。

Q 1 - 12 複数の医療機関を紹介するパンフレットを、各医療機関の院内で配布する場合、当該パンフレットは広告規制の対象となりますか。

A 1 - 12 当該パンフレットに記載された内容が、「誘因性」、「特定性」及び「認知性」を有するものと判断される場合には、医療法による広告規制の対象になります。

## 【Q 2 広告可能な事項（ガイドライン第3部関係）】

Q 2 - 27 「インプラント室」のように治療方法を名称に含む施設については広告可能でしょうか。

A 2 - 27 当該医療機関が行う治療方法が、専ら医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第2条第1号から第5号までに規定する広告可能な治療法に該当する場合は、広告可能な治療法の名称を施設の名称の一部として広告することが可能であることから、「インプラント室」については広告可能です。

Q 2 - 28 広告に手術前のみ又は手術後のみの写真を掲載することは可能でしょうか。

A 2 - 28 手術の前後の写真と同様、手術前のみ又は手術後のみの写真についても、治療の効果に関する表現ととられるため広告できません。

Q 2 - 29 「○×医院 糖尿病クリニック」のように、診療所名にサブネームをつけて広告してもいいのでしょうか。（法第6条の5第1項第3号関係）

A 2 - 29 病院や診療所の名称については、医療機関の特定に混乱を生じないようにサブネームではなく、正式な名称のみを広告可能としています。ただし、当該医療機関であることが認識可能な場合には、その略称や英語名についても広告が可能です。

Q 2 - 30 麻酔科医が頻繁に入れ替わるような病院においても、麻酔科医の氏名を記載しなければ麻酔科の標榜ができないのでしょうか。（法第6条の6第4項関係）

A 2 - 30 麻酔科を診療科名として広告するときには、許可を受けた医師の氏名を併せて広告しなければなりません。

Q 2 - 31 「できる限り歯を削らず痛くない治療を目指します。」といった治療の方針を広告することは可能でしょうか。

A 2 - 31 「できる限り歯を削らず痛くない治療を目指します。」といった治療の方針を広告することは可能です。

ただし、「できる限り歯を削らず痛くない治療を目指します（99%以上の満足度）。」のような

成功率などの治療の効果に関する表現とともに治療の方針を表現することや、「痛くない治療を行います。」のような科学的根拠がなく虚偽広告や誇大広告のおそれがある表現は広告として使用できません。

Q 2 - 32 平成20年4月1日以降広告することが認められなくなった診療科名を医療機関名に含む場合、当該医療機関名も変更しなくてはならないのでしょうか。(法第6条の5第1項第2号、第3号関係)

A 2 - 32 平成20年4月1日以降広告することが認められなくなった診療科名を医療機関名に含む場合でも、当該医療機関名を変更する必要はありません。

ただし、新たに開業する場合や、既存の医療機関であっても名称変更する場合は、広告不可となった診療科名を医療機関名に含めることはできません。

### 【Q 3 禁止される広告（ガイドライン第4部関係）】

Q 3 - 5 「当診療所に来れば、どなたでも〇〇が受けられます」などと、必ず特定の治療を受けられるような表現の広告は可能でしょうか。

A 3 - 5 本来、診察の結果、治療内容が決定されるものであり、あらかじめすべての患者が特定の治療を受けられるような誤解を与える表現は適当ではなく、そのような表現は広告できません。

## 日本医師会館敷地内の全面禁煙について

〈22.10.4 日医発第648号（庶142） 日本医師会長 原中勝征〉

最近の世情動向をみますと、職場における受動喫煙防止対策の充実をはじめ、各地方公共団体においては、公共的施設等における禁煙対策を新たに条例等により定め推進している状況にあります。

このような状況の中で、日本医師会ではこれまでも禁煙対策として日本医師会館における全館禁煙を実施してまいりましたが、国民の保健、医療、福祉を担う医療関係団体として、これまで以上に禁煙対策を強力に推進するため、日本医師会館敷地内禁煙を実施することにいたしました。

つきましては、日本医師会館敷地内禁煙を平成23年1月1日より実施いたしますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

## お知らせ

### 第16回鳥取県医師会学校医・学校保健研修会、 鳥取県学校保健会研修会および平成22年度第2回思春期精神 疾患対応力向上研修（連携編、実践編）合同開催について

鳥取県の委託により行う思春期精神疾患対応力向上研修（連携編、実践編）を、下記のとおり鳥取県学校医・学校保健研修会、鳥取県学校保健会研修会と合同で開催致します。

なお、第1回思春期精神疾患対応力向上研修（基礎知識、対応編）は平成22年11月28日（日）に開催致しました。全2回修了者には、後日、県知事名にて修了証が交付されます。小児科医、内科医だけでなく、多数のご参加をお待ちしております。

受講ご希望の方は、お早めにFAX等でお申し込み下さい。

#### 【申込先】

[FAX] 0857-29-1578 [TEL] 0857-27-5566 [E-mail] [kenishikai@tottori.med.or.jp](mailto:kenishikai@tottori.med.or.jp)

対象：医師（小児科医、内科医等）、学校医（幼稚園園医、保育所嘱託医を含む）等

記

日 時 平成23年2月11日（金・祝）13：30～16：35

場 所 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

倉吉市駄経寺町187-1 TEL (0858) 47-1181

#### 日 程

時 間	内 容 ・ 講 師 等
13：30	開会
13：30～13：35	挨拶 岡本公男 鳥取県医師会長・鳥取県学校保健会長
13：35～14：00	鳥取県学校保健会長表彰
14：00～15：30	講演1；平成22年度第2回思春期精神疾患対応力向上研修（連携、実践編） 演題「思春期精神疾患の臨床」 講師 鳥取大学医学部脳神経医学講座 精神行動医学分野 助教 佐竹隆宏先生
15：35～16：35	講演2；子宮頸がん予防ワクチン接種緊急促進事業に向けて… 演題「子宮頸がんの現状と対策」 講師 鳥取大学医学部附属病院がんセンター センター長・教授 紀川純三先生
16：35	閉会

○鳥取県医師会・鳥取県学校保健会共催

○日本医師会生涯教育講座 2.5単位

カリキュラムコード

2 継続的な学習と臨床能力の保持      9 医療情報      15 臨床問題解決のプロセス  
69 不安      70 気分の障害（うつ）

## 平成23年度にマンモグラフィ読影資格審査講習会を開催予定

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会  
鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会

- 日 時 平成22年12月25日（土） 午後1時40分～午後3時10分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 26人  
岡本健対協会長、石黒部会長、工藤専門委員長  
阿部・井奥・大口・大久保・岡田・洞ヶ瀬・小林・田中・  
前田・廣岡・藤井・山口・吉田・吉中各委員  
オブザーバー：藤原智頭町保健師、生田米子市保健師  
松本米子市保健師、松本岩美町保健師  
県健康政策課：下田副主幹、横井主事  
健対協事務局：谷口事務局長・岩垣係長、田中主任

### 【概要】

平成21年度実績は、受診者数が前年度より約4,600人、受診率は3.9ポイントも増加したが、要精検率、がん発見率、陽性反応的中度は前年度と大きな変化はなかった。

女性特有のがん検診推進事業として、検診無料クーポン券が配布されたことにより受診率向上効果が見られるが、鳥取県の利用率は全国平均と比べると低かった。

鳥取県マンモグラフィ読影講習会を平成23年10月29日（土）～30日（日）、鳥取県健康会館において開催されることとなった。この講習会は、「鳥取県地域医療再生基金」からの補助金を活用し開催する予定。

### 報告事項

#### 1. 平成21年度乳がん検診実績最終報告について （県健康政策課調べ）：

下田県健康政策課がん・生活習慣病担当副主幹  
〔平成21年度最終実績〕

平成21年度対象者数118,676人、受診者数19,278人、受診率16.2%で、平成20年度より受診者数4,654人、受診率3.9ポイントも増加した。

要精検者数1,544人、要精検率8.01%で前年度より0.3ポイント増加した。精検受診者数1,427人、精検受診率は92.4%で、前年度より0.2ポイント減少した。

精検の結果、乳がん57人、がん発見率（がん／受診者数）0.30%、陽性反応的中度（がん／精検受診者数）3.99%であった。がん疑いは1人発見された。平成20年度と比べがん発見数が9人増加したが、がん発見率は0.03ポイント、陽性反応的中度は0.57ポイント減少した。

要精検率は全国平均8%とほぼ同様となり、東

部8.48%、中部7.56%、西部7.80%であり圏域での差もない。がん発見率は東部0.30%、中部0.26%、西部0.30%、また、陽性反応的中度は東部4.0%、中部3.7%、西部4.1%で、圏域での差がみられなくなった。

年齢階級別にみると、40歳代から64歳までの受診率が例年20~30%を推移していたが、平成21年度は30~40%と高くなっている。要精検率は例年と同様に40歳~54歳まで高い。

視触診検診のみ受診者数は72人で、そのうち要精検者数41人で、精検の結果、乳がんは1人であった。

年齢階級別の受診率をみると、50%を超えているところもある。市町村検診の対象者は職場等で受診機会のない者としているため、就労者が対象から外されている。よって、県では、県内全体のがん検診率を算定するため、事業所等のがん検診（人間ドック）を実施している医療機関に協力を頂き、職域で実施されたがん検診の受診者数を把握する調査を行うこととしている。

#### 〈鳥取県保健事業団調べ〉：大久保委員報告

平成21年度実績は住民検診受診者数7,404人、要精検者数594人、要精検率8.02%、精検の結果、乳がん19名、がん発見率0.26%であった。職域検診受診者数1,326人、要精検者数166人、要精検率12.5%、精検の結果、乳がん3名、がん発見率0.23%であった。

比較読影実施率が約74%と高く、マンモグラフィ併用検診が導入され5年間経過し、経年受診者が増えている。委員より、新規受診者の掘り起こしが、今後、重要になってくると思われるという意見があった。

## 2. 平成22年度乳がん検診実績見込み及び平成23年度検診計画について：

下田県健康政策課がん・生活習慣病担当副主幹

平成22年度実績見込みは、対象者数115,475人、

受診者数19,540人、受診率16.9%の予定である。前年度より若干上昇する見込みである。平成23年度実施計画は受診者数22,021人、受診率19.0%を予定しており、上昇傾向である。

## 3. 女性特ながん検診推進事業実績に係る全国との比較について：

下田県健康政策課がん・生活習慣病担当副主幹

平成21年度女性特ながん検診推進事業（乳がん無料クーポン券事業）対象者に対する利用率（受診率）について、全国実績と比較した結果は以下のとおりであった。

- (1) 鳥取県は、クーポン券配布枚数20,619件のうち、利用者数4,936件、利用率23.9%であった。
- (2) 全国の市区平均利用率26.6%に対し、鳥取県22.1%と低い結果であった。また、町村利用率においても、全国30.3%に対し、鳥取県29.2%と低い結果であった。
- (3) 市区の利用率を年齢別に比較したところ、鳥取県は全年齢で全国平均より低い結果となった。
- (4) 町村の利用率を年齢別に比較したところ、本県は40・45歳年齢で全国平均より低いものの、55歳以上では逆に全国平均を上回り、総数では全国平均に近い結果となった。

県としては、この情報を市町村に提供すると共に情報交換を行いながら、クーポン券活用支援を今後も行っていくこととしている。

委員より以下の質問があった。

女性特ながん検診推進事業はいつまで続くのか。この事業によって、受診率向上効果はあったのだろうか。全国平均よりクーポン券利用率が低い原因究明を行っていないといけないという意見もあった。

これに対し県は、事業の期間については、5歳きざみで対象者を選定しているの、国は、5年間は継続実施と考えているようだとのことだっ

た。

また、本事業の対象者は本県検診対象者全体のわずか17%。この事業だけで大幅な受診率向上が見込めるかどうかは疑問であるが、クーポン券送付はそれだけでも啓発効果があり、前年比で全体の受診率が上向いたことから一定の受診率向上効果はあったものと推測する。

なお、無料クーポンの目的の一つに新規受診者の掘り起こしがある。新規事業の評価としては、新規受診者がどれくらいあったかが大事な要素。新規受診者数の把握については実施主体である市町村側に新たな集計作業が必要となることから、市町村の協力が得られれば県集計を取りまとめることは可能であるとのことだった。

#### 4. 平成21年度乳がん検診発見がん患者確定調査結果について：石黒委員

平成21年度に発見された乳がん又は乳がん疑い59例（視触診のみの検診で発見されたがん1例含む）について確定調査を行った結果、確定乳癌56例（両側1例）、調査中3例であった。

- ・平成21年度検診発見乳癌は56例で、非浸潤癌は9例であった。境港市での増加が著しい。
- ・マンモグラフィによる非触知乳癌の発見が24例（44.4%）と平成20年度61.5%より減少した。
- ・一次検診要精検例でマンモグラフィ異常なしが3例あった。
- ・リンパ節転移率はマンモグラフィ発見例において6.7%（平成20年度45.5%）で触知例では23.8%であった。
- ・触知乳癌のほうが化学療法を有意に多く受けていた。術前化学療法2例、トラスツズマブ使用5例であった。
- ・平成19年、20年度に検診を受けていた症例が16例あった。16症例については、各地区読影委員会において、症例検討を行って頂くこととなった。

#### 5. 地区症例検討会等について

平成22年度各地区読影会実施中間報告は以下のとおりである。

東部（工藤委員長）－東部医師会館を会場にして、週2回読影会を開催している。11月末で79回開催し、1回の平均読影件数は35件であった。5市町を対象に2,757件の読影を行い、CAT1が2,152件（78.06%）、CAT2が457件（16.58%）、CAT3が139件（5.04%）、CAT4が7件（0.25%）、CAT5が2件（0.07%）であった。比較読影件数1,546件（56.1%）である。

平成22年8月9日と12月13日に、要精検症例を集めた読影委員症例検討会を開催した。

中部（石黒部会長）－県立厚生病院を会場にして、週1回読影を行っている。11月末で26回開催し、1回の平均読影件数は24件であった。5市町を対象に4医療機関で撮影された写真631件の読影を行い、CAT1が571件（90.49%）、CAT2が29件（4.60%）、CAT3が29件（4.60%）、CAT4が2件（0.32%）であった。比較読影件数40件（6.3%）である。

症例検討会は3月に予定している。

西部（石黒部会長）－西部医師会館を会場にして、週2回読影を行っている。11月末で36回開催し、平均読影件数は32件であった。3市町を対象に1医療機関で撮影された写真1,137件の読影を行い、CAT1が878件（77.22%）、CAT2が174件（15.30%）、CAT3が82件（7.21%）、CAT4が3件（0.26%）、であった。比較読影件数592件（52.1%）である。

西部においては、院内読影を認めているため、ほとんどの医療機関が読影会に提出されていない。

症例検討会は3月に開催する予定である。

## 協議事項

### 1. マンモグラフィ読影講習会について

前回会議の協議を踏まえて、読影体制強化のため、「マンモグラフィ検診精度管理中央委員会」との共催による研修会を計画にするに当たり、県内における受講希望アンケートを行った。その結果、28名の希望者があった。

1回の受講者は約50名のうち、県内希望者が半数以上あることから、平成23年度に研修会を開催することとなった。開催計画は以下のとおりである。

- (1) 講習会名：鳥取県マンモグラフィ読影講習会
- (2) 期日：平成23年10月29日(土)～30日(日)
- (3) 会場：鳥取県健康会館
- (4) 主催者：鳥取県健康対策協議会

この講習会は、新規読影医師の講習と資格試験

を行う。また、既に資格がある読影医師の5年に1回の更新講習会も兼ねて開催したいと考えている。

この講習会は、鳥取県地域医療再生基金からの補助金により開催する予定。

### 2. 平成23年度乳がん検診従事者講習会について

平成23年8月に中部で行うこととなった。

### 3. 乳がん検診精密検査医療機関登録の更新について

平成22年度に登録更新となっているので、平成23年2月頃に更新手続きを行う。

### 4. 乳がん検診発見患者個人票様式変更について

個人票に腫瘍径の記載がないので画像上判断したがんの大きさを記入する欄を設けることとなった。

## 鳥取医学雑誌への投稿論文募集と医学会演題募集について

「鳥取医学雑誌」は、鳥取県医師会が発行する「学術雑誌」で年4回（3月・6月・9月・12月）発行しています。締切日は設けておりません。「受理」となった論文は、発行月に最も近い医学雑誌へ掲載いたします。投稿にあたっては、鳥取医学雑誌に掲載している「投稿規定」をご覧ください。優秀な論文に対しては、定例総会席上「鳥取医学賞」が贈られます。

また、「興味ある症例」（2頁）への投稿も併せて募集致します。投稿要領は編集委員会へご請求下さい。

会員各位の日常診療の参考となる論文のご投稿をお待ちしております。

-----

本会では、例年春・秋の2回（概ね6月・11月）「医学会」を開催しており、特別講演或いはシンポジウムなどに加えて会員各位の一般演題（研究発表）も募集しています。演題の締め切りは、開催の1ヶ月半前としております。詳細については、当該時期に改めてご連絡いたしますが、多数ご応募下さるようお願いいたします。

## 鳥取県健康対策協議会従事者講習会等のご案内

平成22年度は肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診（注腸X線）精密検査登録医療機関の更新手続きを行います。また、肺がん医療機関検診実施（一次検診）医療機関登録の更新も行います。

関係書類は平成23年2月頃にお送り致します。

### ①胃がん検診従事者講習会及び症例研究会

**日 時** 平成23年2月12日（土）午後4時～午後6時  
**場 所** 鳥取県健康会館 鳥取市戎町 電話（0857）27-5566  
**対 象** 医師、検査技師、保健師等  
**内 容**

(1) 講演：「胃がん内視鏡検診を巡る課題」

講師：国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院長 細川 治先生

(2) 症例検討

・胃がん検診精密検査医療機関登録点数 5点

・次回更新は23年度中

日本医師会生涯教育制度 2単位

カリキュラムコード

1 専門職としての使命感    2 継続的な学習と臨床能力の保持    8 医療の質と安全  
11 予防活動

### ②子宮がん検診従事者講習会及び症例検討会

**日 時** 平成23年2月13日（日）午後4時～午後6時  
**場 所** 鳥取県西部医師会館 米子市久米町 電話（0859）34-6251  
**対 象** 医師、検査技師、保健師等  
**内 容**

(1) 講演：「HPVワクチン時代の子宮頸がん予防検診—細胞診・HPV検査併用検診を中心に—」

講師：島根県立中央病院医療局次長兼母性小児診療部長 岩成 治先生

(2) 症例検討

・次回更新は23年度中

日本医師会生涯教育制度 2単位

カリキュラムコード

2 継続的な学習と臨床能力の保持    9 医療情報    11 予防活動    12 保健活動

### ③肺がん検診従事者講習会及び症例研究会

**日 時** 平成23年2月19日（土）午後4時～午後6時  
**場 所** 鳥取県西部医師会館 米子市久米町 電話（0859）34-6251  
**対 象** 医師、検査技師、保健師等

## 内 容

(1) 講演：「肺がん検診におけるアスベスト関連疾患の画像所見」

講師：兵庫医科大学内科学講座呼吸器RCU科主任教授 中野孝司先生

(2) 症例検討

- ・肺がん検診精密検査医療機関登録点数 10点
- ・22年度中に更新手続きを行います。

日本医師会生涯教育制度 2単位

■カリキュラムコード

11 予防活動 12 保健活動 15 臨床問題解決のプロセス 45 呼吸困難

## ④肝臓がん検診従事者講習会及び症例研究会

日 時 平成23年3月5日（土）午後4時～午後6時

場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町 電話（0857）27-5566

対 象 医師、検査技師、保健師等

## 内 容

(1) 講演：「B型、C型慢性肝疾患の治療：公費助成制度との関連を含めて」

講師：鳥取大学医学部附属病院第2内科診療科群助教 岡本欣也先生

(2) 症例検討

- ・肝臓がん検診精密検査医療機関登録点数 5点
- ・次回更新は24年度中

日本医師会生涯教育制度 2単位

■カリキュラムコード

3 公平・公正な医療 9 医療情報 15 臨床問題解決のプロセス  
73 慢性疾患・複合疾患の管理

## 次回の更新時期

名 称	現在の登録期間	次回更新 手続き時期	従事者講習会等 受講点数対象期間
胃がん検診精密検査	H21. 4. 1～H24. 3. 31	H23年度中	H21. 4. 1～H24. 3. 31
子宮がん検診精密検査	H21. 4. 1～H24. 3. 31	H23年度中	H21. 4. 1～H24. 3. 31
肺がん検診精密検査	H20. 4. 1～H23. 3. 31	<b>H22年度中</b>	H20. 4. 1～H23. 3. 31
乳がん検診精密検査	H20. 4. 1～H23. 3. 31	<b>H22年度中</b>	H20. 4. 1～H23. 3. 31
大腸がん検診精密検査（注腸X線）	H20. 4. 1～H23. 3. 31	<b>H22年度中</b>	H20. 4. 1～H23. 3. 31
肝臓がん検診精密検査	H22. 4. 1～H25. 3. 31	H24年度中	H22. 4. 1～H25. 3. 31
肺がん一次検診	H20. 4. 1～H23. 3. 31	<b>H22年度中</b>	
乳がん一次検診	H21. 4. 1～H24. 3. 31	H23年度中	H21. 4. 1～ H24. 3. 31

# 鳥取県医師会腫瘍調査部報告（12月分）

毎月腫瘍登録の届け出を頂き有り難うございます。

腫瘍占拠部位については、臓器内の部位によりICD番号が異なりますのでなるべく詳しく記載して下さい。

## （1）施設別登録件数（含重複例）

登 録 施 設 名	件 数
鳥 取 大 学 附 属 病 院	99
米 子 医 療 セ ン タ ー	78
鳥 取 県 立 中 央 病 院	71
山 陰 労 災 病 院	69
鳥 取 県 立 厚 生 病 院	62
鳥 取 市 立 病 院	61
鳥 取 赤 十 字 病 院	30
野 島 病 院	18
藤 井 政 雄 記 念 病 院	12
石 井 内 科 小 児 科 クリニッ ク	3
博 愛 病 院	3
日 野 病 院	3
清 水 病 院	2
越 智 内 科 医 院	2
清 水 内 科 医 院	1
竹 田 内 科 医 院（鳥 取 市）	1
わ か さ 生 協 診 療 所	1
せ い き ょ う 倉 吉 診 療 所	1
土 井 医 院	1
旗 ケ 崎 内 科 クリニッ ク	1
本 田 医 院	1
消 化 器 クリニッ ク 米 川 医 院	1
脇 田 産 婦 人 科 医 院	1
合 計	522

## （2）部位別登録件数（含重複例）

部 位	件 数
口 腔 ・ 咽 頭 癌	10
食 道 癌	16
胃 癌	68
十 二 指 腸 癌	3
結 腸 癌	46
直 腸 癌	30
肝 臓 癌	27
胆 嚢 ・ 胆 管 癌	14
膵 臓 癌	21
篩 骨 洞 癌	1
喉 頭 癌	1
肺 癌	63
胸 腺 癌	1
皮 膚 癌	10
カ ポ ジ 肉 腫	1
腹 膜 癌	1
頭 部 結 合 組 織 腫 瘍	1
乳 癌	35
外 陰 部 癌	1
子 宮 癌	16
卵 巢 癌	5
陰 茎 癌	1
前 立 腺 癌	44
腎 臓 癌	17
膀 胱 癌	17
脳 腫 瘍	6
甲 状 腺 癌	6
副 腎 癌	1
原 発 不 明 癌	6
リンパ腫	23
骨 髄 腫	4
白 血 病	15
下 垂 体 腫 瘍	2
真 正 赤 血 球 増 加 症	1
骨 髄 異 形 成 症 候 群	8
合 計	522

## （3）問合票に対する回答件数

回 答 施 設 名	件 数
鳥 取 市 立 病 院	1
米 子 医 療 セ ン タ ー	1
野 島 病 院	1
打 吹 公 園 クリニッ ク	1
合 計	4

# 鳥取県医師会腫瘍調査部年間集計（平成22年1月～12月）

## （1）施設別登録件数（含重複例）

医療機関名		件数
鳥取市	鳥取県立中央病院	858
	鳥取市立病院	746
	鳥取赤十字病院	287
	鳥取生協病院	161
	石井内科小児科クリニック	8
	梅沢産婦人科医院	10
	岸田内科医院	9
	清水内科医院	5
	竹田内科医院	11
	野の花診療所	102
	前田医院	4
	松岡内科	1
	まつだ内科医院	20
	米本内科	4
	よろず医院	3
	林医院（用瀬町）	1
八頭郡	若桜柿坂医院	2
	わかさ生協診療所	4
<b>東部小計</b>		<b>2,236</b>
倉吉市	鳥取県立厚生病院	659
	清水病院	5
	野島病院	149
	藤井政雄記念病院	75
	打吹公園クリニック	4
	せいきょう倉吉診療所	6
	山本内科医院	2
東伯郡	中部医師会立三朝温泉病院	18
	土井医院	6
	吉中胃腸科医院	25

医療機関名		件数
東伯郡	赤碕診療所	28
	岡本医院（北栄町）	5
	宮川医院	4
<b>中部小計</b>		<b>986</b>
米子市	鳥取大学医学部附属病院	997
	米子医療センター	739
	山陰労災病院	672
	博愛病院	130
	越智内科医院	26
	小酒外科医院	2
	下山医院	6
	中村医院	2
	新田外科胃腸科病院	33
	旗ヶ崎内科クリニック	13
	吹野内科消化器科小児科クリニック	3
	本田医院	5
	松田内科クリニック	1
	山口外科医院	5
	消化器クリニック米川医院	15
	脇田産婦人科医院	7
境港市	済生会境港総合病院	108
	小林外科内科医院	6
	たちかわ耳鼻咽喉科	3
西伯郡	大山診療所	1
	伯耆中央病院	9
日野郡	日野病院	21
	江尾診療所	16
<b>西部小計</b>		<b>2,820</b>
<b>合計</b>		<b>6,042</b>

(2) 部位別登録件数 (含重複例)

部 位	届出件数
口 腔 ・ 咽 頭 癌	93
食 道 癌	169
胃 癌	994
結 腸 癌	599
直 腸 癌	354
肝 臓 癌	350
胆 嚢 ・ 胆 管 癌	177
膵 臓 癌	215
喉 頭 癌	34
肺 癌	809
皮 膚 癌	129
乳 癌	416

部 位	届出件数
子 宮 癌	176
卵 巢 癌	47
前 立 腺 癌	432
膀 胱 癌	200
腎 臓 癌	155
脳 腫 瘍	38
甲 状 腺 癌	65
リンパ腫	155
骨 髄 腫	47
造 血 組 織	73
そ の 他	315
合 計	6,042

- ・ 鳥取県内居住者の届出件数です。
- ・ 届出件数6,042件でした。

## 厚生労働省委託事業 日本医師会女性医師バンク

日本医師会女性医師バンクは、就業を希望する医師に条件にあった医療機関を紹介し、勤務環境の調整を含め採用に至るまでの間の支援を行い、再就業後も様々なお相談に応じます。

### 日本医師会女性医師バンクの特色

<b>無 料</b>	登録・紹介等、手数料は一切いただきません。
<b>個別対応</b>	就業に関するご相談は、コーディネーター（医師）が、丁寧に対応いたします。
<b>秘密厳守</b>	ご登録いただいた情報は、適正に管理し、秘密は厳守いたします。
<b>日本全国</b>	日本全国の医師、医療機関にご利用いただけます。（会員でない方も登録できます。）
<b>予備登録</b>	今すぐに働く予定のない方もご登録いただけます。

ご連絡・お問い合わせ先 日本医師会女性医師バンク 中央センター

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館B1

TEL 03-3942-6512 FAX 03-3942-7397

## 鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）

鳥取県衛生環境研究所

(H22年11月29日～H23年1月2日)

### 1. 報告の多い疾病

(インフルエンザ定点29、小児科定点19、眼科定点3、基幹定点5からの報告数)

(単位：件)

1	感染性胃腸炎	1,018
2	RSウイルス感染症	282
3	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	257
4	水痘	172
5	流行性耳下腺炎	119
6	インフルエンザ	85
7	その他	198
合計		2,131

### 2. 前回との比較増減

全体の報告数は、2,131件であり、72%（893件）の増となった。

〈増加した疾病〉

インフルエンザ [8400%]、RSウイルス感染症 [386%]、咽頭結膜熱 [113%]、感染性胃腸炎 [72%]、水痘 [67%]、伝染性紅斑 [67%]、A群

溶血性連鎖球菌咽頭炎 [22%]。

〈減少した疾病〉

なし。

〈増減のない疾病〉

なし。

※今回（48週～52週）または前回（43週～47週）に1週あたり5件以上、報告のあった疾病を対象に計上した。

### 3. コメント

- ・インフルエンザの患者数が増加し、定点あたり患者数が1名を超え、流行期に入りました。
- ・感染性胃腸炎は、引き続き患者数が増加しています。原因ウイルスとして、サポウイルスに続き、ノロウイルスが検出され始めました。
- ・RSウイルス感染症は、全域で流行が続いています。
- ・水痘は、全域で患者数が増加しています。

報告患者数（22.11.29～23.1.2）

区分	東部	中部	西部	計	前回比増減
インフルエンザ定点数	(12)	(6)	(11)	(29)	
1 インフルエンザ	34	27	24	85	8400%
小児科定点数	(8)	(4)	(7)	(19)	
2 咽頭結膜熱	21	5	6	32	113%
3 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	145	38	74	257	22%
4 感染性胃腸炎	359	364	295	1,018	72%
5 水痘	50	91	31	172	67%
6 手足口病	2	0	0	2	—
7 伝染性紅斑	71	0	6	77	67%
8 突発性発疹	17	11	14	42	-24%
9 百日咳	0	0	0	0	-100%
10 ヘルパンギーナ	0	0	1	1	-50%

区分	東部	中部	西部	計	前回比増減
11 流行性耳下腺炎	105	5	9	119	0%
12 RSウイルス感染症	48	167	67	282	386%
眼科定点数	(1)	(1)	(1)	(3)	
14 急性出血性結膜炎	0	0	1	1	—
15 流行性角結膜炎	2	30	1	33	14%
基幹定点数	(2)	(1)	(2)	(5)	
16 細菌性髄膜炎(真菌性を含む)	0	0	3	3	—
17 無菌性髄膜炎	0	0	0	0	-100%
18 マイコプラズマ肺炎	6	1	0	7	17%
19 クラミジア肺炎(オウム病は除く)	0	0	0	0	—
合計	860	739	532	2,131	72%

## 冬支度

信生病院 中村 克己

(夢窓)

永らへるつもりあれこれ冬支度

数へ日のいづこともなき稽古笛

数へ日の書肆しよしにゲゲゲの漫画本

雪道を前ゆく車点滴中

世の中の角々かどかどしきへ豆を撒く

(注) 数かずへ日び…年内の残り少ない日々

## 那岐駅

倉吉市 石飛 誠一

若き頃に駅長たりし那岐駅を訪ねて笑顔の晩年の父

飲み過ぎの夜に目覚めて冷水を喉ならし飲む午  
前二時半

長き間診みて来し人に抑留の過去あることを最近  
知りぬ

女性には知らせてはならぬと教わりき今とは違  
う肉親への告知

大山の芝生の斜面にねころがる 三十年前と同  
じ青空

## 健康川柳 (35)

鳥取市 塩

宏

今度こそ酒を止めるに妻無言

孫よりも食べなくなつて老いを知る

もう死んだと思えば何でも捨てられる

ヤセたのに病気なのかと皆が聞く

体調が悪く病院通い止め

脱メタボいきなり走りあの世まで

時期来ればよくなりますとお医者さん

美人女医に腹を切られて満足だ

歳ですと言ったらそうだ直ぐ言われ

医学では水でも太るそれは嘘

### 鳥取県医師会メーリングリストへご参加下さい

鳥取県医師会では、地域における医師会情報・医療情報の共有と会員同士の親睦を目的に、下記の6つの“メーリングリスト”を運営しています。

1. 総合メーリングリスト（話題を限定しない一般的なもの）
2. 連絡用メーリングリスト（医師会からの連絡などに用いるもの）
3. 緊急用メーリングリスト（医師会のサーバが使えない緊急時に用いるもの）
4. パソコンメーリングリスト（パソコンに関連した話題が中心）
5. ORCAメーリングリスト（ORCAに関連した話題が中心）
6. 学校医メーリングリスト（学校医（幼稚園、保育所を含む）に関連した話題が中心）

参加ご希望の方は鳥取県医師会事務局までご連絡ください。

鳥取県医師会（E-mail [kenishikai@tottori.med.or.jp](mailto:kenishikai@tottori.med.or.jp)）

## 老婆の指折り

南部町 細田 庸夫

昨年11月下旬、西伯病院で85歳老婆のインフルエンザワクチン予診票記載の手助けをした。その老婆が指を折って、「85歳と何ヵ月かいな」と月齢を数えていた。「85年生きたら、月数はもはや不要」とアドバイスした。

「免疫不全は、私にあるですか」「それがあれば、85年は生きることが出来ない」「インフルエンザの予防注射するのは、いつもの『風邪』の予防注射ですかいな」。改めて、この予診票を読み直した。

たくさんの方が盛りこんであり、文字が小さく読み難い。接種可能な人の回答欄記載が左右に「揺れて」おり、読み取りに難渋する。

署名する前に、「医師の記入欄」を精読したら、「本人に対して、予防接種の効果・目的、接種するワクチンの有効性及び副反応並びに予防接種健康被害救済制度について説明をした」との記載があった。これは、後述の「インフルエンザ予防注射実施要領」に明確に規定されている。

更に「被接種者の記入欄」には、「医師の診察・説明を受け、予防接種の効果・目的・接種するワクチンの有益性及び副反応並びに予防接種健康被害救済制度について理解した上で云々」の記載があり、その下に自署欄がある。

上記をしっかり守って予防接種を実施したら、外来管理加算に必要とされた5分以上の時間が必要で、完全な理解を得るには更に数分以上の時間が必要と思われた。そのようにしても完全な理解を得ることは難しい。

受診者は十分な理解の無いまま予診票の記載を求められ、医師は診察と複数項目の説明を行った上での署名と予防接種の実施が求められている。

読めば読む程、どのようなことが起っても、厚

生労働省や行政当局に責任が及ばない配慮が十分に読み取れる。「もしかのことがあったら、誰が責任を取るのか」、「書類」に責任を負わすしかない。

「インフルエンザ予防接種実施要領」が厚生労働省のホームページに載っている。この要領の対象者は65歳以上の者等である。冒頭に「対象者に、この予防接種は、接種を受ける法律上の義務は無く、かつ、みずからの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示し、(中略)、その際予防接種法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧誘にわたることのないよう留意すること」の記載がある。行政が広報等で、ワクチンを積極的に勧めないで、マスク・手洗い・うがい等を積極的に推奨する理由がここにあると愚推した。

更に、「予防接種不適合者」として、「対象者の意思を確認出来ない場合は、接種をしてはならないこと」、「対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認して差し支えないが、接種を希望していることが明確にみとめられる場合に限り接種を行うこと」と定めている。厳密に解釈すれば、意思の表明が出来ない人の接種は禁止されている。

これらの規定を厳守すれば一人最低30分位は必要となる。副反応で補償する場合、使われるのは税金であることを考慮しても、インフルエンザ予防を目的とするより、免責を優先して運用されているのが、現在のインフルエンザ予防接種である。インフルエンザから国民を守る覇気が感じられない。

マスク、手洗い、うがいを呼び掛けている人々は、果たしてそれを実行しているのだろうか。

## 四角い車（ジープ）、丸い車

鳥取市 はまゆう診療所 田中敬子

私自身は心も体も丸いほうである。しかし、車に関しては四角い車が好きである。たとえば、暴走族が好きな「箱スカ」箱型のスカイライン、一昔前のマークII、ジープチェロキー、戦車などである。今の車はみんな丸くてコロコロしている。車が丸いのは、燃費節約のため空気抵抗を減らすから、人にぶつかった時凹凸が少ないほうが安全であるからという理由があるようだ。それでもカクカクした車好きには、丸い車は何かものたりないと感じる。

アメリカに住んでいた時に、乗りたい車の一つがジープチェロキーであったが、貧乏留学生では生活するのが精一杯で、とてもチェロキーに手が届かなかった。日本に帰ってからある日突然、夫が「ジープを買う」と言い出した。なんと値段は550万円！ 公務員で買える値段か?? 当時、住宅金融公庫から借りていた家の借金と同額である。家の借金と同じ値段の車を買う?? とうとう夫が「もう死ぬまで、ジープに乗る」ということで購入することになった。当時、鳥取県で登録の1号であったようだ。左ハンドルのアメ車は予想外に乗り心地がよく、夫も私も満足であった。特に左ハンドルは狭い道でも対向車と楽に通行できた。医大の今の総婦長に当時「あなたがたは、体は小さいのに大きな車に乗る」とからかわれていた。友人からは私がジープに乗る姿は、「サルが車によじ登り、サルがハンドルにしがみついて運転している」と酷評された。死ぬまで乗るつもり

のジープであったが、保冷車に激突され、ドアが開かなくなった。修理で大阪に送る途中、阪神大震災に遭遇し、1週間がかりで工場にたどりついたが廃車になった。

2台目も迷わずジープにした。ほんとは少し迷ってレンジローバーに心が動いたが金が動かなかった。ジープチェロキーはその後、値段が下がり、当時の値段はなんだったのかという気がする。4WDで雪道に強く安定性があるので冬の峠越えに心強い。塗装が丈夫でありあまり傷がつかない。洗車も忘れてしまい、盆と暮れくらいに洗車をする程度である。車の手入れを忘れる私には誠に有難い。大きさのわりに車庫入れが楽なので、デパートの狭い駐車場も運転が下手な私でもちゃんと入る。米子・鳥取間を何度往復したことであろう。子供が「幼稚園から小学校、中学校、高校、そして大学まで親が同じ車に乗っているのは、我が家だけだね」と車を見ていとおしそうに言いながら、この春、子供は巣立っていった。今年、ついに21万キロを超えた。「めざせ30万キロジープチェロキー」と思った。元クライスラーのディーラーに「30万キロ大丈夫、いけますかね」と尋ねたら、「アメ車はこれからですよ、30万キロなんて。ただし、sudden deathがありますけどね」といわれた。「sudden death!! それは車のことか? それとも私のことか?」、仕方がないので時代に妥協し丸い車に乗り換えることにした。

# 夜の楽しみ（脂肪はお嫌い？編）

鳥取市 上田病院 上 田 武 郎

元来私は至って小心で権威とかお上とかには弱いので、諸々の学会やら国の機関やらが下々に示すガイドライン（GL）等は極く素直に従って来ました。まあその方が自分で文献をあれこれ検索してエビデンスを吟味するなどという作業をするよりも遥かに楽だという事もあるのですが。

これまでは大体それで問題を感じなかった訳です。もちろん時には従前の「常識」が大きく修正される事も当然ありますが、例えばβ-ブロッカーの心不全に対する用い方などは一々患者さんに説明する事ではなく、こちらが内心ヘーと思うだけで済んでました。

しかし、最近のいわゆるコレステロール論争はそうも行きそうになくハラハラして眺めざるを得ません。何しろ「コレステロール」という言葉を知らない日本人は殆ど居ないでしょうし、ネットも含めたメディア上の“医学情報”のお陰で相当数の国民がこの論争を知ってる様です。極端な場合「コレステロールは高い方が良い」などとGLが引っ繰り返ったら、どうしたもんだろーか？

とは言っても、少なくとも心筋梗塞の二次予防については異論は無さそうです。糖尿病の様な“強い”危険因子がある場合の一次予防も問題無さそう。

問題なのは“強い”危険因子の無い比較的一般の集団についての一次予防の様です。こういう人については、私自身は「まあ余り高過ぎない方が良いでしょう」などとウニャウニャ曖昧に逃げて

ますが、この様な論争の状況を半ば他人事の様に見てると思い出す事があります。

それは数年前に心血管病変と菌周病（菌）やクラミジアとの関係がクローズアップされてひとしきり末端臨床医の眼を引いた事で、一体あれはどこへ行ってしまったのでしょうか？ 例えばこれらの菌やホモシスチンや尿酸や、何でも良いのですが、動脈の内膜を荒らすとか炎症を起すとか、何かその様なイベントが必要条件になっていて、血中のコレステロールというのは単なる材料に過ぎないと、その様な考え方があった様な気がします。（あるいは単に私の気のせいかも知れませんが。）

それはつまり、人出の多い通りだからといって自然に人だかりが出来る訳ではなく、しかしそこにAKB48がゲリラライブを行えばたちまち黒山が出来て交通はマヒするでしょう。ところが、さすがの彼女らも夜間外出禁止令の出た街中では人を集める事は出来ない。（ヘタすると撃ち殺されますがな。）

とゆーよーな仮定は最近の議論の趨勢に少なくとも矛盾しない様に感じます。

しかし、この駄文において内容の当否はどうでも良い事です。（大体、筆者は責任を持つ気はありませんし。）肝心なのは、この内容ならばこのタイトルが使える事なのでした。

そういう訳で、霜降りや大トロはお嫌いですか？



広報委員 松田裕之

大晦日の朝にはごくわずかの積雪でしたが、その後24時間で記録的な豪雪となり、各地で予想外の事態が起きた年明けでした。インフルエンザも年末から流行が始まりました。平成22年を表す漢字は「暑」であったようですが、今年はどのような年になるのでしょうか。平和な年でありますようにと願うものです。

2月の行事予定です。

- 2日 看護学校運営委員会
- 6日 囲碁大会
- 8日 理事会
- 9日 胃がん検診症例研究会
- 15日 胃疾患研究会
- 16日 小児科医会
- 18日 腹部超音波研究会
- 22日 理事会  
会報編集委員会
- 23日 認知症症例検討会
- 25日 救急医療懇談会

12月の主な行事です。

- 2日 脳卒中の対策についての講演会  
「脳卒中の病態と診断」  
鳥取大学神経内科准教授 古和久典先生  
「脳卒中の内科的および外科的治療」  
鳥取大学脳神経外科助教 坂本 誠先生  
「脳卒中の予防」  
鳥取大学脳神経外科教授 渡辺高志先生

- 3日 なんでも症例検討会
- 4日 東部医師会忘年会
- 5日 ゴルフ同好会
- 6日 第3回東部地域医療連携パス策定委員会  
(脳卒中部会)
- 7日 理事会
- 8日 胃がん検診症例研究会
- 9日 学術講演会  
「ARBを基盤とした合剤の基本的意義を考える」  
大阪大学大学院医学系研究科臨床遺伝子治療学教授 森下竜一先生
- 10日 第2回認知症対応力向上研修会  
「認知症の周辺症状とその対応」  
岡山大学精神科神経科講師 寺田整司先生
- 13日 乳がん検診マンモグラフィ読影委員症例検討会
- 15日 第2回うつ病対応力向上研修会  
「一般医と精神科医の連携推進—G-Pネットワークの経験から—」  
大阪大学大学院医学系研究科機能診断科学准教授 石蔵文信先生
- 16日 健康スポーツ医学講演会  
「児童期から青年期における心理社会的発達—スポーツ経験の光と影—」  
鳥取大学教育センター 健康・スポーツ部門准教授 上野耕平先生
- 17日 主治医意見書研修会  
「脳変性疾患および脳血管障害例」

鳥取赤十字病院神経内科部長  
太田規世司先生  
「認知症例」  
乾医院院長 乾 俊彦先生  
「骨・関節疾患例」  
林整形外科院長 林 寛一先生  
「総括的立場から」  
寺岡医院院長 寺岡 均先生  
21日 胃疾患研究会

会報編集委員会  
22日 社会保険指導者講習会伝達講習会  
「在宅医療—午後から地域へ」  
東部医師会理事 杉山長毅先生  
23日 理事会  
理事会忘年会  
25日 ゴルフ同好会総会・忘年会  
28日 仕事納め



広報委員 石津吉彦

年末からの大雪で大混乱を起こした山陰地方でしたが、短時間でこれだけ降るとどうしようもありませんね。それを見越して出かけるのを控える…くらいしか出来ませんでした。12月の中部の活動を報告します。

1日 理事会  
2日 忘年会  
8日 常会  
「発達障害児の病態と治療」  
鳥取大学医学部 地域学部発達科学  
教授 小枝達也先生  
9日 消化器病研究会  
13日 胸部疾患研究会  
17日 学術講演会  
症例発表

「当院におけるDPP-4阻害剤シタグリプチンの処方例の検討」  
県立厚生病院 村脇あゆみ先生  
特別講演会  
「2型糖尿病治療の新しい流れ～より良質の血糖コントロールをめざして～」  
東京慈恵会医科大学 糖尿病・代謝・内分泌内科 教授 東條克熊先生  
20日 臨時総会  
かかりつけ医うつ病対応力向上研修会  
21日 かかりつけ医認知症対応力向上研修会  
「かかりつけ医に期待される認知症の治療とケアのアドバイス」  
鳥取大学医学部保健学科生体制御学講座  
教授 浦上克哉先生



## 西部医師会

広報委員 永井小夜

皆様、新年明けましておめでとうございます。  
記録的な大雪で新年を迎えましたが、多くの医療機関が雪の被害の最中にありながらたくましく診療を継続されたことと思います。そろそろたまった疲れが出る頃ではないでしょうか。皆様くれぐれもご自愛ください。  
本年もよろしく願い申し上げます。

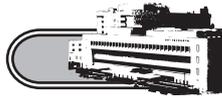
2月の主な予定です。

- 1日 第44回西部臨床糖尿病研究会
- 3日 第1回鳥取呼吸器疾患談話会  
「NPPV療法導入の実際」  
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター呼吸器内科  
主任部長 石原英樹先生
- 5日 鳥取県整形外科勤務医会学術講演会  
「重篤な運動器感染症の診断と治療」  
鳥取大学医学部附属病院  
院長 豊島良太先生
- 8日 消化管研究会  
第459回小児診療懇話会
- 9日 学術講演会  
「β細胞を護る糖尿病治療—インクレチン関連薬への期待—」  
山口大学大学院 教授 谷沢幸生先生
- 10日 山陰Boneフォーラム  
第124回米子消化器手術検討会
- 14日 米子洋漢統合医療研究会  
常任理事会
- 15日 肝・胆・膵研究会

- 16日 境港臨床所見会
- 17日 地域連携講演会  
第393回山陰消化器研究会
- 18日 第3回西部医師会かかりつけ医認知症対応力向上研修会
- 20日 三師会ボーリング大会
- 22日 消化器研究会
- 23日 臨床内科研究会
- 25日 西部医師会臨床内科医会「例会」  
「緩和ケアを見つめなおす」  
米子医療センター緩和ケアチーム  
松永佳子先生
- 26日 三師会総会
- 28日 定例理事会

12月の活動報告です。

- 1日 第7回中海消化器懇話会  
第2回西部医師会かかりつけ医認知症対応力向上研修会
- 2日 鳥取骨形成研究会
- 3日 整形外科合同カンファレンス  
第7回神経治療研究会
- 4日 第21回鳥取県西部糖尿病療養指導研究会
- 8日 第458回小児診療懇話会
- 12日 西部医師会忘年会
- 14日 消化管研究会
- 16日 鳥取県臨床皮膚科医会講演会
- 20日 常任理事会
- 21日 肝・胆・膵研究会
- 28日 消化管研究会



広報委員 豊島良太

新年明けましておめでとうございます。

この一年が皆様にとって明るい幸せな年であり  
ますことを心から祈念いたします。

本年もどうかよろしく願い申し上げます。

さて、12月の医学部の動きについてご報告いた  
します。

### 1. クリスマスコンサートを開催

本院では、患者の皆様のために外来ホールにお  
いて定期的にボランティアコンサートを開催して  
います。12月21日には、山陰地方を中心にピアニ  
スト、声楽家として活躍されている2名の音楽家  
をお迎えしてクリスマスコンサートを開催しまし  
た。きよしこの夜、ホワイトクリスマス、サンタ  
が街にやってくる、愛燦燦など、ピアノの生演奏  
と歌声で、入院中の患者の皆様やご家族に心む  
音楽のプレゼントとなりました。会場からはすば  
らしい演奏に大きな拍手がわきおこり、患者の皆  
様や職員が一体となりクリスマスのひとときを楽  
しました。



### 2. ワークライフバランス取り組み状況報告会の 開催

本院では男女ともに子育てや介護をしながら働

き続けることができるよう職場環境を整備するな  
ど、「働きやすさトップクラス」を目指して職場  
におけるワークライフバランスを推進していま  
す。12月15日に看護部、薬剤部、検査部、放射線  
部、リハビリテーション部、栄養管理部、事務部  
の各部門における取り組み状況報告会を開催しま  
した。各部門から、現状の取り組みや成果、課題  
など活発な意見交換が行われ、より良い職場環境  
となるよう病院全体で取り組みを進めています。



### 3. もうちょっと知りたい「とりだい病院健康ミ ニ講座」の開催

本院では、地域社会との良好な関係づくりに向  
けた取り組みの一つとして、外来1階ホールにお  
いて、月2回のペースで定期的に「とりだい病院  
健康ミニ講座」を開催しています。ミニ講座の開  
催も12月で20回を数え、患者の皆様にも好評で、  
毎回30~40名の方にご参加いただいています。1  
月から3月の予定もすでに決まり、講師となる院  
内の職員もこのミニ講座に張り切って準備中で、  
皆様に喜んでいただける企画となるようさらに充  
実させて参ります。



第19回（12月7日）開催

「膵がんを捕まえろ！～逃げ足が速い膵がんを早期に見つけるための試み～」

第2内科診療科群 松本和也 医師



第20回（12月22日）開催

「介護保険のおはなし」

医療サービス課 小林 梢 MSW

## 「日医白クマ通信」への申し込みについて

日本医師会では、「日医白クマ通信」と題して会員やマスコミ等へ「ニュース、お知らせ」等の各種情報をEメールで配信するサービスを行っています。

配信希望の日医会員の先生方は、日本医師会ホームページ「日医白クマ通信登録」(<http://www.med.or.jp/japanese/members/bear/new.html>)からお申し込みください。

\*メンバーズルームに入るには、ユーザー名とパスワード（以下参照）が必要です。

### ○ユーザー名

会員IDとは、定期刊行物送付番号のことで日医ニュース、日本医師会雑誌などの郵便宛名シール下部に印刷されている10桁の一連番号のことです。

### ○パスワード

生年月日を6桁の半角数字（生年月日の西暦の下2桁、月2桁、日2桁）で入力してください。

（例）1948年1月9日生まれの場合、「480109」となります。

- 2日(木) 感染症危機管理対策委員会 [倉吉市・ホテルセントパレス倉吉]  
 ✧ 第8回常任理事会 [倉吉市・ホテルセントパレス倉吉]  
 ✧ ITを活用した地域医療連携ネットワークシステムの構築に係る第3回ワーキンググループ [米子市・鳥取大学医学部附属病院]
- 3日(金) 日本医師会女性医師等相談窓口事業推進連絡協議会 [日医]
- 4日(土) 共済会の清算業務にかかる委員会 [県医]  
 ✧ 平成22年度家族計画・母体保護法指導者講習会 [日医]
- 5日(日) 臨床検査精度管理事業報告会 [西部医師会館]
- 7日(火) 鳥取県健康対策協議会疾病構造の地域特性対策専門委員会 [県医]
- 9日(木) 公益法人制度改革に関する研修会 [県医]
- 10日(金) 鳥取大学経営協議会、学長選考会議 [鳥取大学]
- 11日(土) 医師会立看護高等専修学校連絡協議会 [県医]
- 12日(日) 平成22年度日本医師会医療事故防止研修会 [日医]
- 14日(火) 第228回鳥取県医師会公開健康講座 [米子市・日本海ふれあいホール]
- 16日(木) 第9回理事会 [県医]  
 ✧ 鳥取県医療安全推進協議会 [県庁]  
 ✧ 平成22年度都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会 [日医]
- 21日(火) 鳥取県がん対策推進県民会議 [県民文化会館]
- 25日(土) 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会・鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会 [県医]

## 会員消息

### 〈入 会〉

伊藤 きぬえ 倉吉病院 22. 11. 15  
 檜垣 雄治 ウェルフェア北園渡辺病院 22. 12. 1  
 北室 知巳 北室内科医院 23. 1. 1

### 〈退 会〉

佐古 恒徳 佐古眼科医院 22. 11. 15  
 北室 知巳 鳥取赤十字病院 22. 12. 31

### 〈異 動〉

Ⓧ鳥取市南安長1-19-30  
 ユヴェール201号  
 ↓  
 Ⓧ鳥取市湖山町東5-361-1  
 サーパス湖山東905号  
 22. 11. 14

北村 正彦 北村医院  
 ↓  
 閉 院 23. 1. 1

前田 晃央 米子医療センター  
 ↓  
 Ⓧ米子市観音寺新町1-6-17 23. 1. 1

新年明けましておめでとうございます。県医師会員の皆様は心も新たに新春を迎えられたことと思います。

大晦日からの大雪で、元旦のNHK全国ニュースのトップに鳥取県が報じられる程の状況になりました。特に県西部地域では観測史上最高積雪を記録し、すべての交通機関がストップし、ライフラインが麻痺状態に陥りました。本稿執筆中にも全県下大雪に見舞われており、再び交通機関は麻痺状態であります。各医療機関でも駐車場の除害等に苦勞されたことと思います。医療の面の危機管理だけではなく、環境面での危機管理対策も各々の機関で必要であると実感いたしました。今年は飛躍の兎年といわれておりますが、難題が山積みの医療界にも明るい光が見えますことを願っております。

さて、本年第1号の巻頭言は、岡本県医師会長、原中日医会長、平井県知事の3名の方々いただきました。岡本会長、原中会長とも国民の目線に立って日本の医療制度を健全に推し進めていくには、すべての医師の団結がなにより大切であると、述べられております。また、同時に国民皆保険制度はなんとしてでも守っていかなければならないと、述べられております。鳥取県医師会としては、法人選挙が今年の重要課題であると述べておられます。平井知事は「がん対策推進条例」に沿って県民が一丸となつてのがん予防運動を推進したいと、述べられており、県医師会としても行政とともにこの運動に邁進したいと岡本会長も述べられております。知事は日本一小さい鳥取県

から世界をリードするチャレンジに乗り出す時であると述べられ、いろいろな提案をされておりますのでご一読ください。

県医師会・各種委員会報告では、医師会立看護高等専修学校連絡協議会報告では全国的にも問題になっておりますが、実習病院の不足特に産科実習が困難であるとのこと。また、不況の影響か高年齢の受験者が増加傾向にあるとのこと。公益法人制度改革に関する研修会が開かれ、公益法人、一般法人それぞれのメリットについての説明があり、いずれの法人を選択するにしても、申請準備に1年半はかかることより、準備は開始しなければならないとのことでした。

日本医師会の諸会議への出席報告では、女性医師等相談窓口事業推進連絡協議会では各県の取り組みが報告されております。託児所事業、再就職斡旋事業など各県とも積極的に取り組まれており、医師会加入率の増加につながっているとの報告がありました。平成22年度医療事故防止研修会、医事紛争担当理事連絡協議会では医師の立場、法律家の立場のそれぞれ視点よりの対策が報告されております。

その他、健対協の報告の報告など盛り沢山の内容となっております。

私は昨年10月より医師会報編集委員を命ぜられております県医師会理事の清水です。初めて編集後記を担当いたしました。今後ともよろしく願い申し上げます。

編集委員 清水 正人

鳥取県医師会報の全文は、鳥取県医師会ホームページでもご覧頂けます。

<http://www.tottori.med.or.jp/>

鳥取県医師会報 第667号・平成23年1月15日発行（毎月1回15日発行）

会報編集委員会：渡辺 憲・米川正夫・清水正人・山口由美・秋藤洋一・中安弘幸・松浦順子

●発行者 社団法人 鳥取県医師会 ●編集発行人 岡本公男 ●印刷 今井印刷(株)

〒680-8585 鳥取市戎町317番地 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

E-mail : kenishikai@tottori.med.or.jp URL : <http://www.tottori.med.or.jp/>

〒683-0103

鳥取県米子市富益町8

定価 1部500円（但し、本会会員の購読料は会費に含まれています）

## 鳥取県医師会報投稿規定

### 〈投稿者および投稿締切日〉

1. 本誌への投稿者は、鳥取県医師会の会員または会員との共著者であることを原則とします。ただし、会報編集委員会（以下、本委員会）で認められたものは、その限りではありません。
2. 原稿の締切日は、毎月27日。原則として翌月号の掲載となります。

### 〈投稿形式〉

1. 投稿原稿は、和文横書きとし（短歌、俳句は除く）、当用漢字、現代仮名遣いを使用してください。
2. 手書き原稿およびワープロ等のデータ原稿のどちらでも結構です。データで投稿される場合は、FD、MO、CD、USBメモリ等のメディア、またはE-mailでお送りください。
3. 投稿は、郵送、E-mail、FAXのどの手段でも構いません。

### 〈掲載欄〉

1. 掲載欄の指定がない場合は、本委員会に一任させていただきますのでご了承ください。

### 〈匿名希望、ペンネーム使用〉

1. 匿名、ペンネームでの投稿は、掲載をお断りします。氏名を必ず明記してください。

### 〈原稿字数および写真点数〉 参考：1頁＝1,760字

1. 文芸欄（歌壇・俳壇・柳壇、フリーエッセイ、書評）  
字数＝原則2,000字以内。写真（図、表を含む。）＝3点以内。
2. 文芸欄以外（今日の視点、会員の声）  
字数＝原則3,500字以内。写真（図、表を含む。）＝5点以内。
3. なお、上記原稿字数および写真点数を超過している場合は、調整をお願いする場合がありますのでご了承ください。

### 〈写真（図、表を含む。）〉

1. 写真等は、原則として、モノクロで掲載させていただきますので、モノクロでも分かるようなものをお送り下さい。提出については、カラーでも結構です。
2. 本委員会の協議により必要と認めた場合は、カラーで掲載する場合があります。

### 〈著作権、版權〉

1. 著作権、版權が発生する他誌（紙）掲載記事、写真、絵画、歌詞、楽譜、印刷物（パンフレット、ポスター、ちらし他）等を引用・転載する際は、必ず著作権所有者、版元の許可をお取りいただき、掲載してください。

### 〈投稿原稿、連載の採否〉

1. 原稿の採否は、本委員会で決定し、場合によっては加筆、削除、分載等をお願いすることがあります。
2. 連載も可能ですが、その場合は投稿の際に本委員会で協議しますので事前にご連絡ください。

### 〈校正〉

1. 投稿につきましては、著者校正を1回のみとします。本委員会が必要と認めた場合は、再校正をお願いする場合があります。

### 〈その他〉

1. 原稿は、原則として未発表のものに限ります。（同じ内容の文書をメーリングリストへ投稿される場合は、会報発行後に投稿してください。）
2. 医師会に不利益をもたらすと判断される内容、内容に著しい間違いのあるもの、会員個人を誹謗中傷し、本会の品位を傷つけるもの、政治活動と受け取れるもの、その他掲載に支障があると判断された原稿については、掲載をお断りすることがあります。
3. 投稿原稿は、原則として返却いたしません。（MO、USBメモリ等のメディアは返却します。）
4. 広告は、本誌に適当と思われるものを掲載します。

### 〈原稿送付先、お問い合わせ先〉

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会会報編集委員会

TEL (0857-27-5566) FAX (0857-29-1578) E-mail (kouhou@tottori.med.or.jp)